

小樽市教育推進計画 (案)

令和元年11月
小樽市教育委員会

目 次

第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	1
3 計画の期間	2

第2章 小樽の教育を取り巻く現状と課題

1 社会情勢の変化	2
2 人口減少と少子高齢化	2

第3章 小樽市が目指す教育の基本理念

第4章 目標と施策項目

第5章 施策項目と主な取組	4
1 施策項目の構成	4
2 施策項目と主な取組内容	4
目標1 未来を創る力の育成	4
目標2 豊かな心の育成	11
目標3 健やかな体の育成	18
目標4 家庭・地域との連携・協働の推進	22
目標5 学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現	25
目標6 生涯各期における学習機会の充実	31
目標7 文化芸術の振興と文化遺産の保存活用	37
目標8 生涯スポーツ・レクリエーションの振興	40

第1章 計画の策定について

1 計画策定の趣旨

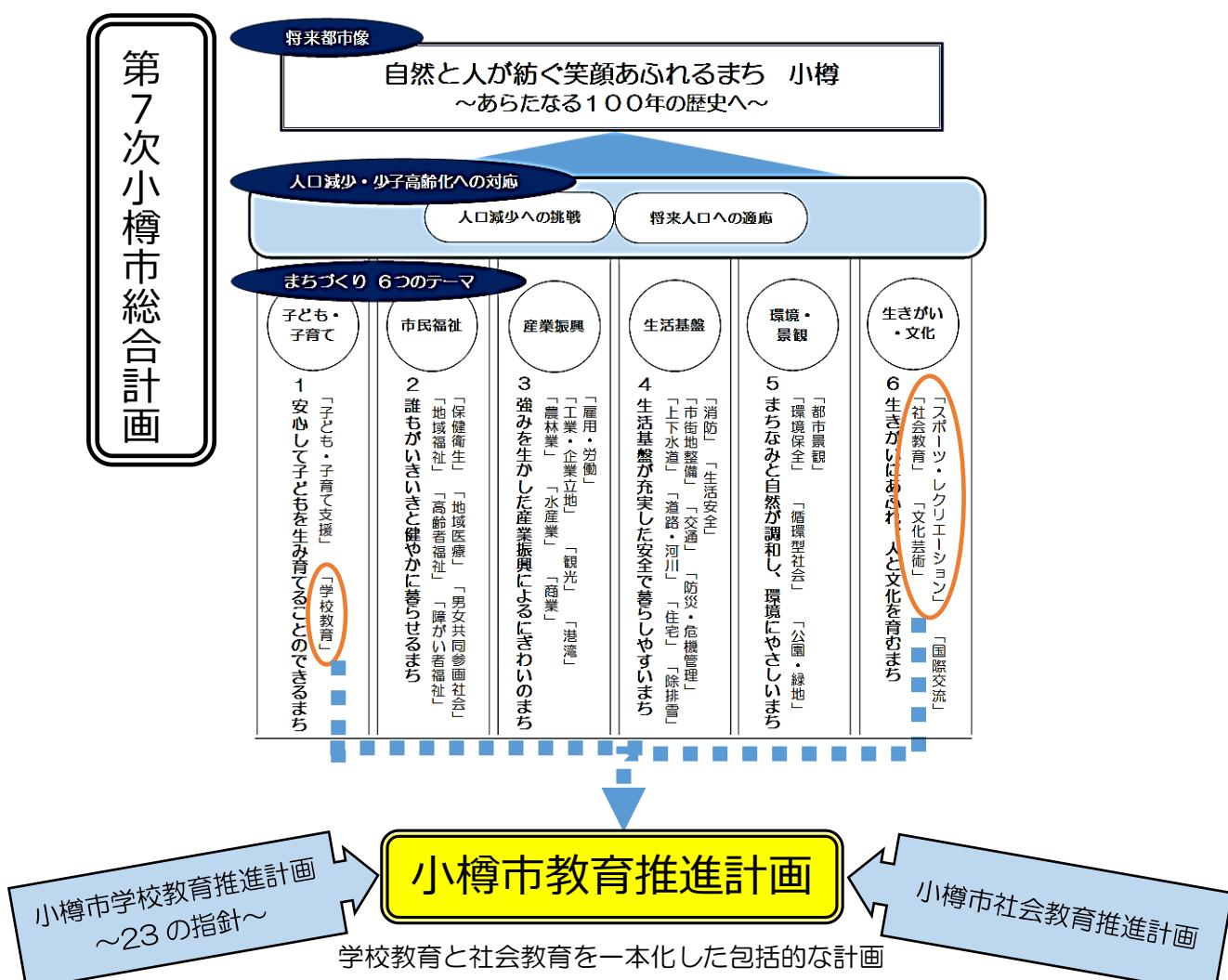
小樽市教育委員会では、これまで、本市の教育施策の充実を図るため、学校教育においては、平成26年から「小樽市学校教育推進計画～23の指針～」を単年度計画で、社会教育においては、平成21年から「小樽市社会教育推進計画」を10か年計画で策定し、それぞれの基本理念の実現に向け、各種施策を取り組んできました。

しかし、近年の急速な人口減少や少子高齢化、核家族化の進行、高度情報化の進展など、社会情勢が大きく変化する中で、市民一人一人が主体的に社会に関わり、活力ある地域社会を作り出していくことが求められ、平成29年3月に告示された学習指導要領においても、「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、子どもたちが未来の創り手となるために必要な資質・能力を育む「社会に開かれた教育課程」の実現が示されるなど、学校教育と社会教育の融合がこれまで以上に重要となっています。

このような現状を踏まえ、学校教育と社会教育を一本化した包括的な計画の策定が必要であると考え、今後10年間における施策の方向性を明らかにするとともに、教育施策を総合的かつ体系的に推進していくことを目的とした「小樽市教育推進計画」を策定し、本市における教育の一層の充実を目指すこととしました。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する、本市の教育推進計画であるとともに、市政運営全般についての指針となる最上位の計画である「第7次小樽市総合計画」の教育部門に関する個別計画です。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和元年度（2019年度）から令和10年度（2028年度）までとします。

第2章 小樽の教育を取り巻く現状と課題

1 社会情勢の変化

本市はもとより、国全体に及ぶ深刻な課題である人口減少と少子高齢化の進行は、地域の教育環境にも影響をもたらしています。

その一方で、IoTやビッグデータ、人工知能をはじめとする技術革新やグローバル化の進展などが加速化し、社会情勢は急速に変化を遂げる中、時代の変化を予測することが困難になっています。

そしてこれらの状況に伴い、将来的には雇用形態の変化や外国人労働者の増加などによる労働力の流動化や、社会のつながりの希薄化による地域の弱体化など、様々な課題が浮き彫りになってきています。

このように「多様化」「複雑化」する社会の変化に、子どもたちが主体的に向き合い、自らの力で学びながら、協働して社会を創造していく力を身に付けることが重要となっています。

こうしたことから、これから本市の教育においては、生涯を通じて主体的に学び続ける資質・能力を育成し、世界に目を向け、様々な価値観を持つ人々と協調しながら問題を発見・解決し、新たな価値を創り出す人を育むことが求められています。

2 人口減少と少子高齢化

本市においても、道内でも高い高齢化率と少子化、若年層の大都市圏への転出超過による人口減少は加速度的に進行しています。

第7次小樽市総合計画で喫緊の課題として位置付けている人口減少対策の視点として「次世代をつくる」「にぎわいをつくる」「みんなで支え合う」を掲げており、これらの主な取組の一部として「学校教育」と「社会教育」の重要性がうたわれています。

未来の創り手となる小樽の子どもたちが、急激な社会の変化に向き合い、「生きる力」として必要な資質・能力を身に付けることができるよう、家庭、学校、地域の連携による教育力の向上を目指すとともに、市民一人一人が生涯を通じて自らの人生を設計し、人生を豊かに送ることができるよう、スポーツの振興や地域に根ざした芸術文化の活性化を図るなど、市民が生き生きと活躍できるまちづくりを実現する必要があります。

こうしたことから、これから本市の教育においては、主体的に様々な人々と協働し支え合い、郷土が育んできた伝統や文化に立脚した広い視野を持ちながら、小樽の魅力をさらに高めることができる人を育むことが求められています。

第3章 小樽市が目指す教育の基本理念

【基本理念】 主体的に学び 小樽の未来を創る 心豊かな人づくり

- ・変化の激しいこのからの社会において、生涯を通じて主体的に学び、自らの個性や能力を伸ばすことができる人を育みます。
- ・郷土に誇りと愛着を持ちながら、広い視野を持って、小樽の魅力をさらに高めていくことができる人を育みます。
- ・思いやりと感謝の気持ちを持ち、様々な人々と協働し支え合いながら自らを高めていくことができる人を育みます。

第4章 目標と施策項目

第7次小樽市総合計画に基づき、教育を取り巻く諸課題や社会的要請を踏まえ、本計画の基本理念を実現するため、今後展開する施策の目指すべき目標と施策項目を整理しています。

＜8つの目標と32の施策項目＞

目標1 未来を創る力の育成

～急激な社会的変化の中にあっても、子どもたちが未来の創り手となるために必要な資質能力を身に付けることができる学校教育の充実に取り組みます。

- 1 確かな学力の育成
- 2 特別支援教育の充実
- 3 国際理解教育の充実
- 4 理数教育の充実
- 5 情報教育の充実
- 6 キャリア教育の充実

目標2 豊かな心の育成

～子どもたちに基本的な倫理観や規範意識を身に付けさせるとともに、ふるさと小樽への愛着や思いやりの心など、豊かな心の育成に取り組みます。

- 7 道徳教育の充実
- 8 ふるさと教育の充実
- 9 読書活動の推進
- 10 体験活動の推進
- 11 コミュニケーション能力の育成
- 12 いじめの防止や不登校児童生徒の支援の充実

目標3 健やかな体の育成

～健康を保持増進し、体力・運動能力の向上を図るとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるなど、健康教育の充実に取り組みます。

- 13 体力・運動能力の向上
- 14 食育の推進
- 15 健康教育の充実

目標4 家庭・地域との連携・協働の推進

～基本的な生活習慣や豊かな情操の出発点である家庭教育を支援するとともに、学校と地域が連携・協働した組織的・継続的な環境づくりに取り組みます。

- 16 家庭教育支援の充実
- 17 学校と地域の連携・協働の推進

目標5 学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現

～新たな教育課題に対応するため、教員の資質・能力の向上、学校の施設設備の充実、学校段階間の連携などの改善を進めるとともに、教職員の働き方改革の推進や学校安全教育の充実に取り組みます。

- 18 学校段階間の連携・接続の推進
- 19 教育環境の整備・充実
- 20 教職員の資質・能力の向上
- 21 学校運営の改善
- 22 学校安全教育の充実

目標6 生涯各期における学習機会の充実

～全ての市民の多様なニーズに対応した学習機会を提供することにより、地域コミュニティの維持・活性化を図り、地域全体の教育力の向上に取り組みます。また、社会教育施設の利活用を促進し、各種事業の積極的な実施や情報発信に取り組みます。

- 23 「学び」と「活動」の循環の促進
- 24 生涯各期における学習機会の充実
- 25 図書館の利活用の促進
- 26 総合博物館の利活用の促進
- 27 文学館・美術館の利活用の促進

目標7 文化芸術の振興と文化遺産の保存活用

～本市の文化芸術活動の場の提供などの支援を行い、文化芸術活動の一層の活性化に取り組みます。また、先人が築いた豊かな郷土の文化遺産を保存・活用し、魅力あるまちづくりの推進に取り組みます。

- 28 文化芸術活動への支援と市民参加
- 29 文化財などの文化遺産の保存と活用

目標8 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

～市民全体のスポーツへの参画を促進するとともに、体育施設の整備と利用促進に努め、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりに取り組みます。

- 30 生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及と市民体力の向上
- 31 スポーツ団体との連携と競技力の向上
- 32 体育施設の整備と利用促進

第5章 施策項目と主な取組

1 施策項目の構成

【現状と課題】

当該施策項目に関する、小樽市の教育の現状や課題、施策項目の決定の背景などについて記述しています。

【主な取組】

現状と課題を踏まえ、当該施策項目の推進に当たっての主な取組と具体的な内容を記述しています。

【達成目標】

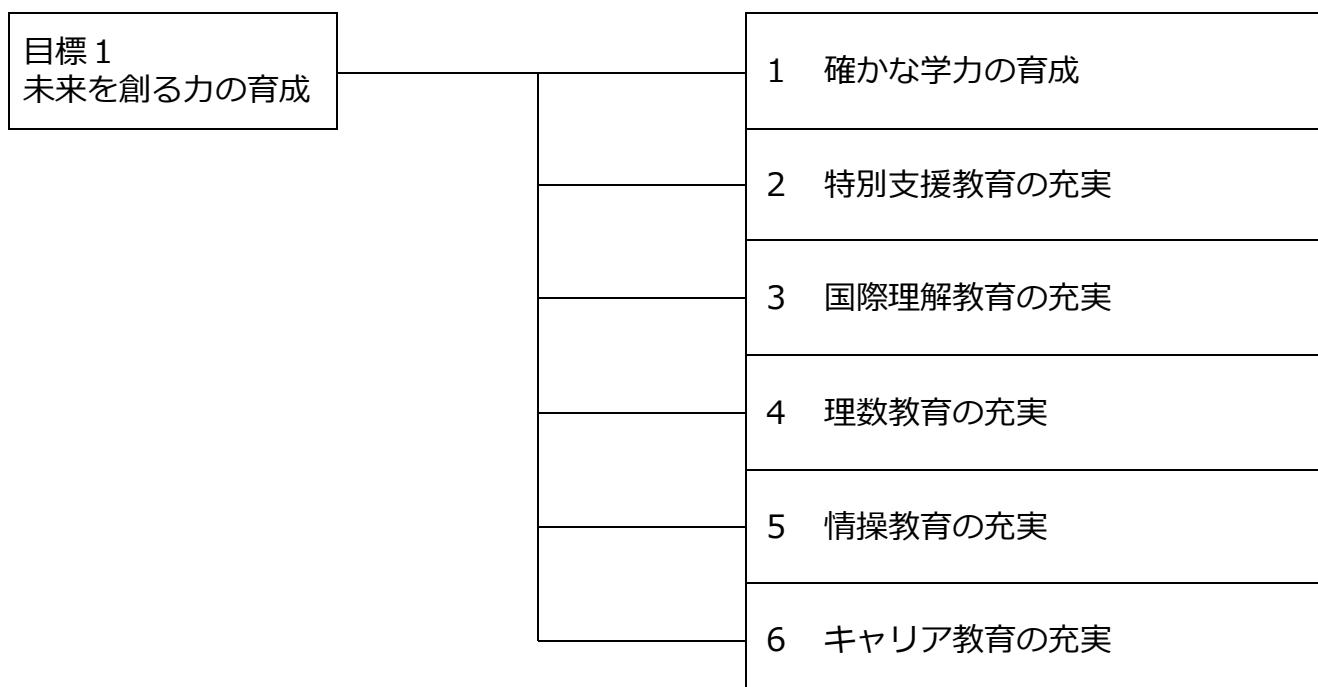
各施策項目の効果を適切に把握・検証するとともに、その達成度を分かりやすく示すため、目標指標と達成年度である令和10年度における目標数値を設定しています。

2 施策項目と主な取組内容

目標1 未来を創る力の育成

急激な社会的变化の中にあっても、子どもたちが未来の創り手となるために必要な資質能力を身に付けることができる学校教育の充実に取り組みます。

【施策の体系】



施策項目1 確かな学力の育成

【現状と課題】

変化の激しい社会の中で、未来の創り手となる子どもたちには、主体的に学びに向かい、必要な情報を判断し、自ら知識を深めて個性や能力を伸ばし、人生を切り拓いていくことができる「生きる力」の育成が求められています。そのため、学校教育においては、児童生徒に確かな学力を身に付けることができるよう、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と思考力・判断力・表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養を目指す指導を一層充実していくことが重要です。

本市においては、これまでの全国学力・学習状況調査の結果から、平均正答率においては、小中学校ともに全国平均を下回っているものの、その差が着実に縮まっており、取組の成果が表れてきていますが、未だ児童生徒の知識・技能等を実生活の様々な場面に活用する力（「活用」に関する問題）に課題が見られる状況です。また、全国に比べ、家庭での学習時間が少なく、テレビやゲーム、スマートフォン等の利用時間が多い状況が続いていること、学習に対する関心や意欲の向上、家庭での学習習慣や望ましい生活習慣の確立が課題となっています。

このような状況を踏まえ、児童生徒一人ひとりが学習内容を人生や社会のあり方と結び付けて深く理解し、これから時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的に学び続けることができるよう「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進していく必要があります。また、児童生徒の主体的に学ぶ態度を養うとともに、望ましい学習及び生活習慣の定着を図るために、学校と家庭が一体となって取り組んでいく必要があります。

【主な取組】

基礎的・基本的な知識・技能の確実な定着を図るとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を通して、子どもたちの学習に対する意欲を一層高める指導の充実に努めます。

主な取組	具体的な内容
授業改善の推進	指導方法や言語活動の充実など、児童生徒が主体的に学び、考え、表現する授業づくりへの指導助言に努めます。
全国学力・学習状況調査結果の公表 学力向上検討委員会の設置	全国学力・学習状況調査結果を公表し、児童生徒の学力や生活習慣等の状況の周知に努めるとともに、学力向上検討委員会を設置し、調査結果を踏まえた「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進します。
標準学力調査の実施と活用	小学校3年生、5年生、中学校2年生を対象に、国語、算数・数学、英語（中学生）の到達度を調査する標準学力調査を実施し、授業改善や家庭学習の工夫等に生かします。
樽っ子学校サポート事業の実施	小樽商科大学の学生及び市内在住の大学生、高校生の協力を得て、各学校の放課後や長期休業中に行う補充学習を支援します。
小樽子どもの詩コンクールの実施	児童生徒を対象とした詩のコンクールを実施し、子どもたちの思考力と豊かな表現力及び創造力を育みます。
音読の推進	家庭学習での音読を推奨し、「音読カードテンプレート集」の配布や「小樽音読カップ」の開催等を通して、国語力の育成を図るとともに、家庭での学習習慣の定着を図ります。
ICT機器等を活用した教育の充実	ICT機器の整備を進め、効果的に活用することを通して、児童生徒の学習意欲を高める指導の充実を図ります。
生活習慣の改善	児童生徒と保護者が主体的に考え決定したインターネット等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」の取組を推進します。

【達成目標】

指標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査等において、国語、算数・数学が「好き」「どちらかと言えば好き」と回答した児童生徒の割合	小学校国語 69.6% 小学校算数 68.2% 中学校国語 51.8% 中学校数学 50.4%	70.0%
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査等において、「学級の友達との間で話し合う活動を通して、自分の考えを深めたり、広げたりしていることがありますか」という質問に対して、「そう思う・どちらかといへばそう思う」と回答した児童生徒の割合	小学校 77.5% 中学校 71.1%	90.0%
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査等において、「平日、家庭学習を全くしない」と回答した児童生徒の割合	小学校 2.8% 中学校 10.7%	0%

目標1 未来を創る力の育成

施策項目2 特別支援教育の充実

【現状と課題】

学校教育においては、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するために適切な指導及び支援を行う特別支援教育が平成19年に始まり、10年以上が経過しています。本市では、児童生徒数が減少していく中、全国や北海道の傾向と同様に、小中学校の特別支援学級在籍者・通級指導教室在籍者が増加傾向にあります。また、通常の学級に在籍している児童生徒の中にも特別な教育的支援を必要とする子どもたちがあり、特別支援学級や通級指導教室を活用している児童生徒のほか、通常の学級に在籍している児童生徒への支援の体制整備も必要となっています。

現在、本市では通常の学級における指導の中では十分に成果をあげることが困難な児童生徒を対象に、必要に応じて特別支援学級を開設しているほか、障がいに応じた特別の指導を行う通級指導教室を小学校3校、中学校1校に開設しています。また、通常の学級に在籍している特別な教育的支援を要する児童生徒を支援する特別支援教育支援員を必要とする小学校18校全校に、中学校は11校に配置しているほか、肢体不自由のある児童に対する学校生活内の介護を行う介護員を配置しています。

このような状況を踏まえ、障がいのある子どもとない子どもが共に学ぶ社会の形成に向けて、教育上特別な配慮を要する児童生徒一人ひとりに対して、その能力に応じ、また、障がいの特性に応じた十分な教育が受けられるよう、多様で柔軟な仕組の整備が求められているほか、特別支援連携協議会を通じた医療・福祉・保健等の関係機関と教育の一層の連携や教員の専門性、教育環境の更なる充実が求められています。

【主な取組】

特別な教育的支援を必要とする児童生徒の一人ひとりのニーズを把握し、適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携を図り、就学時から学校卒業後まで一貫した支援が行えるよう関係機関と連携を図り、特別支援学級や通級指導教室の更なる充実を図ります。

主な取組	具体的な内容
「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」の活用促進	特別支援学級及び通常学級在籍児童生徒の「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の作成や活用、円滑な引継ぎの促進を行います。
通級指導教室の充実	障がいの特性に応じた効果的な指導を行うことができるよう、通級指導教室の担当者を対象とした定例会議を開催し、定期的に情報を交換するなど通級指導教室の充実を図ります。
特別支援教育に関する研修講座の開催、参加促進	特別支援教育に関する研修講座を開催するほか、北海道教育委員会主催の特別支援教育に関する研修等への参加を促します。
特別支援連携協議会の開催	特別なニーズを必要とする乳幼児期から学校卒業後の就労時期までの子どもに一貫した相談、支援及び指導を行うことにより特別支援教育の理念を実現するために、関係機関が連携の強化を図ることを目的として特別支援連携協議会を開催します。
学校教育指導による校内体制の充実	学校の要請に応じて特別支援教育担当指導主事が学校を訪問し、校内研修会等における指導助言を行い、校内体制充実のための支援を行います。
教育相談体制の整備	教育支援委員会による相談を引き続き行うとともに、手続き等について周知していきます。

【達成目標】

指標	基準年度(H30)	目標年度(R10)
通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の個別の指導計画の作成	小学校 82.0% 中学校 49.0%	100%
特別支援教育コーディネーターのうち、特別支援教育専門研修を受講した割合	小学校 95.5% 中学校 78.6%	100%

施策項目3 国際理解教育の充実

【現状と課題】

グローバル化が急速に進展する中、国際社会の一員としての自覚を持ち、自国はもとより、諸外国の歴史や文化、伝統などについて理解を深め、尊重し、様々な価値観を持つ人々と共に協調していく態度が求められています。また、国際社会において主体的に行動できる資質・能力を育成するため、海外の子どもたちのほか、来樽している留学生との触れ合いを通して国際理解を図る機会を充実するとともに、英語で少なくとも日常的なコミュニケーションができる力を育成する取組が必要となります。

本市においては、様々な国籍のALTを6名配置しており、夏休みは、小学校5年生以上を対象に「小樽イングリッシュキャンプ」を実施するとともに、冬休みには、小学校3・4年生を対象とした「ウインターイングリッシュスクール」を実施し、ALTと共に活動することで「生きた英語」を学ぶ機会の確保に努めています。中学校においては、隔週でALTを派遣し、外国語を通して積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を行っているところですが、全国学力・学習状況調査の中学校英語の結果は、全国の平均正答率をやや下回っている状況にあります。

また、小樽商科大学の留学生との交流や姉妹都市と少年少女使節団の相互訪問などを通じて交流を行っています。

このような状況を踏まえ、児童生徒にALTによる学習の機会を意図的に確保するとともに、児童生徒が外国語を通して積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成や、異文化理解及び異文化コミュニケーションを深める取組を充実する必要があります。

【主な取組】

児童生徒に対して、ALTと共に学ぶ機会を意図的に創出することで、外国語を通して積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成に努めるとともに、国際理解を深める教育の充実に努めます。

主な取組	具体的な内容
小樽商科大学との連携	小学校における大学生のインターンシップの実施や、大学教授による小中学校向け研修会の実施、留学生と小学生との交流による国際理解教育の実施など、小樽商科大学と連携した取組を推進します。
小樽イングリッシュキャンプの実施	夏休みに小学校5年生以上を対象に、ALTと共に活動する中で、「生きた英語」を学び、外国人観光客等に対し観光都市小樽のPRを運河周辺で行うなど、外国語を通して積極的にコミュニケーションを図ります。
ウインターイングリッシュスクールの実施	冬休みに小学校3・4年生を対象に、ALTと共に活動する中で、「生きた英語」を学び、外国語を通して積極的にコミュニケーションを図ります。
小樽ユネスコ協会等との連携	小樽ユネスコ協会主催の英語祭への協力など小樽ユネスコ協会と連携した取組や、本市における国際交流事業との連携を推進します。

【達成目標】

指標	基準年度(H30)	目標年度(R10)
小樽イングリッシュキャンプ及びウインターイングリッシュスクールの参加人数	118名	130名
中学校英語科における授業での発話をおおむね(75%程度以上)英語で行っている英語担当教員の割合(のべ人数)	12.5%	50.0%

目標1 未来を創る力の育成

施策項目4 理数教育の充実

【現状と課題】

理数好きな子どもの裾野の拡大や次代を担う科学技術系人材の育成を図るために、科学や自然に対する興味・関心を高め、科学的なものの見方や考え方を育み、科学的な資質・能力を身に付けさせるとともに、それらの知識や技能を実生活や社会で活用できる力を育成するため、観察・実験を重視した探究的な学習や実社会との関わりを意識した数学的活動の充実が求められています。平成27年TIMSS調査の結果からは、日本は、教育到達度の平均得点については、小中学校の算数・数学、理科の全てにおいて、国際的に見て引き続き上位に位置しており、前回調査と比較して、平均得点が有意に上昇したことが明らかになりました。算数・数学、理科に対する意識については、小学生の「理科は楽しい」を除いて国際平均を下回っている項目が多いものの、「算数・数学、理科は楽しい」と思う児童生徒の割合が増加しており、中学校においては国際平均との差が縮まっている傾向が見られます。

本市においては、全国学力・学習状況調査の結果から、「算数（数学）の勉強は好きですか」及び「理科の勉強は好きですか」の割合が、全国平均を下回っている状況にあり、児童生徒の算数（数学）や理科の学習に対する興味・関心を高めることが課題となっています。

このような状況を踏まえ、学校における主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善を促進するとともに、科学技術や理科・数学、ものづくりに対する関心・素養を高める取組を推進する必要があります。

【主な取組】

児童生徒に対して、問題解決的な学習を基本に探究の過程を通して、「主体的・対話的で深い学び」の視点から授業改善に取り組むとともに、日常生活や社会との関連を図るよう努めます。

主な取組	具体的な内容
教員の指導力の向上	理科を研究する学校を指定し、外部講師を招聘した研修講座を開催するなど、教員の指導力の向上に努めます。
関係機関及び関係団体との連携	教育研究所の調査研究活動事業において、算数等の研究推進団体を指定し、研究活動の推進及び成果の普及を図るとともに、「おたるの自然」の活用促進を図ります。また、芸術員の派遣や「科学の祭典」の開催など総合博物館と連携した取組を推進します。

【達成目標】

指標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査等において、「算数（数学）の勉強が好きですか」という質問に対して、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小学校 68.2% 中学校 50.4%	小学校 70.0% 中学校 70.0%
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査等において、「理科の勉強が好きですか」という質問に対して、「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小学校 83.6% 中学校 63.2%	小学校 90.0% 中学校 80.0%

施策項目5 情報教育の充実

【現状と課題】

急速に情報化が進み、将来の社会生活や職業生活を見据え、児童生徒にとってICTなどの技術に対応する能力、情報や情報手段を主体的に選択し活用するための情報活用能力、物事を多面的・多角的に吟味し見定めていく能力、統計的な分析に基づき判断する能力及び問題を見いだし解決に向けて思考するために必要な知識や能力を身に付けさせることが重要です。

本市においては、小学校で大型テレビや実物投影機、デジタル教材を活用し、中学校で大型テレビを活用した授業改善に取り組み、学習に対する興味・関心を高め、分かる授業づくりに努めています。

また、本市の小中学校の児童生徒と保護者が主体的に考え決定したインターネット等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」においては、「名前や顔写真などの個人情報は公開しない」など、情報モラルに関わる約束を「守っている」と回答した児童生徒は、小中学生ともに90%以上となっておりますが、個人情報の流布等により児童生徒が犯罪に巻き込まれることなどが懸念されます。

このような状況を踏まえ、情報社会に主体的に参画する態度や、情報モラルを含む情報活用能力を全ての子どもたちに身に付けさせるとともに、プログラミング教育の導入に伴い、タブレット型教育用コンピュータを活用した学習を取り入れるなど、ICTを効果的に活用した「分かる授業づくり」をより一層推進する必要があります。

【主な取組】

ICTを効果的に活用した「分かる授業づくり」や「おたるスマート7」の取組を通して、情報モラルを含めた情報教育の充実に努めます。

主な取組	具体的な内容
ICT機器の活用	児童生徒にとって「分かる授業づくり」を進めるため、大型液晶テレビやタブレット型教育用コンピュータ等を活用した授業改善を推進します。
プログラミング教育の充実	タブレット型教育用コンピュータ等を活用し、プログラミング的思考を育む教育活動の充実を図ります。
情報モラル教育の推進	児童生徒と保護者が主体的に考え決定したインターネット等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」の取組を推進します。
教員研修の充実	児童生徒がICTなどの技術に対応する能力や情報モラルを含む情報活用能力を身に付けるため、教員向け研修講座を開催します。

【達成目標】

指標	基準年度(H30)	目標年度(R10)
「おたるスマート7」の児童生徒アンケートにおいて、「名前や顔写真などの個人情報は公開しない」と回答した児童生徒の割合	小学生 96.0% 中学生 90.0%	100%
小学校において、実物投影機を全学年が「ほぼ毎日」活用している学校の割合	83.3%	100%

目標1 未来を創る力の育成

施策項目6 キャリア教育の充実

【現状と課題】

グローバル化の進展等により、社会の変化が加速度を増してきている中、学校と社会との接続を意識し、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて必要となる資質・能力を育み、社会の中で自分の役割を果たしながら自分らしい生き方を実現していく力を育むことが求められています。そのため、学校教育においては、児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会人・職業人として自立するために必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、キャリア教育の充実を図ることが重要です。

また、社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一人として主体的に担う力など、主権者として求められる力を育むことが求められています。

本市においては、平成30年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査において「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合は、小学生82.8%、中学生70.2%で、全国・全道と比べてやや低い状況にあります。

このような状況を踏まえ、児童生徒が職場体験などの体験活動を通して、学ぶことや働くことの意義を考え、地域の方とのふれあいを通して「ふるさと小樽」の良さに気付き、自己の将来について考えを深める機会を設けることで、小樽の未来を担う人材を育成するとともに、社会の一員として主体的に社会の形成に参画する意欲や態度や育成するため主権者教育を推進する必要があります。

【主な取組】

「ふるさと小樽」の良さに気付き、自己の将来について考えを深めることができるように、職場体験などの体験活動の充実を図るとともに、地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力の育成に努めます。

主な取組	具体的な内容
キャリア教育の推進	各学校において、市内の企業等における職場体験など体験活動の計画的な実施や、外部講師を活用してキャリア教育を推進する学校への支援、キャリア教育研修講座の実施などキャリア教育を推進します。
キャリア教育推進会議の開催	児童生徒が、将来、社会人・職業人として自立していくことができるよう、小中学校・高等学校等で実施しているキャリア教育について情報を共有し、体系的なキャリア教育を推進するための協議を行うとともに、職場体験協力企業リストを作成します。
進路説明会の開催	児童生徒及び保護者を対象に、市内及び近郊の高等学校等が一堂に会し、自校の特色ある教育活動や卒業生の進路状況、就労状況について説明することにより、児童生徒が自分の能力・適性や関心・意欲などに合ったふさわしい進路について考える機会を設けます。
進学相談会の開催	市内及び余市町に所在する高等学校の生徒及び保護者等を対象に、市内の大学や専門学校等の特色ある教育活動や卒業生の就労状況等について相談会を実施することにより、生徒が自分の能力・適性や関心・意欲などに合ったふさわしい進学先を知る機会を設けます。
主権者教育の推進	各学校において、児童生徒に自分が社会の一員であり、主権者であるという自覚を持たせることができるように、社会科や総合的な学習の時間などにおいて児童生徒の発達の段階に応じた学習を推進します。

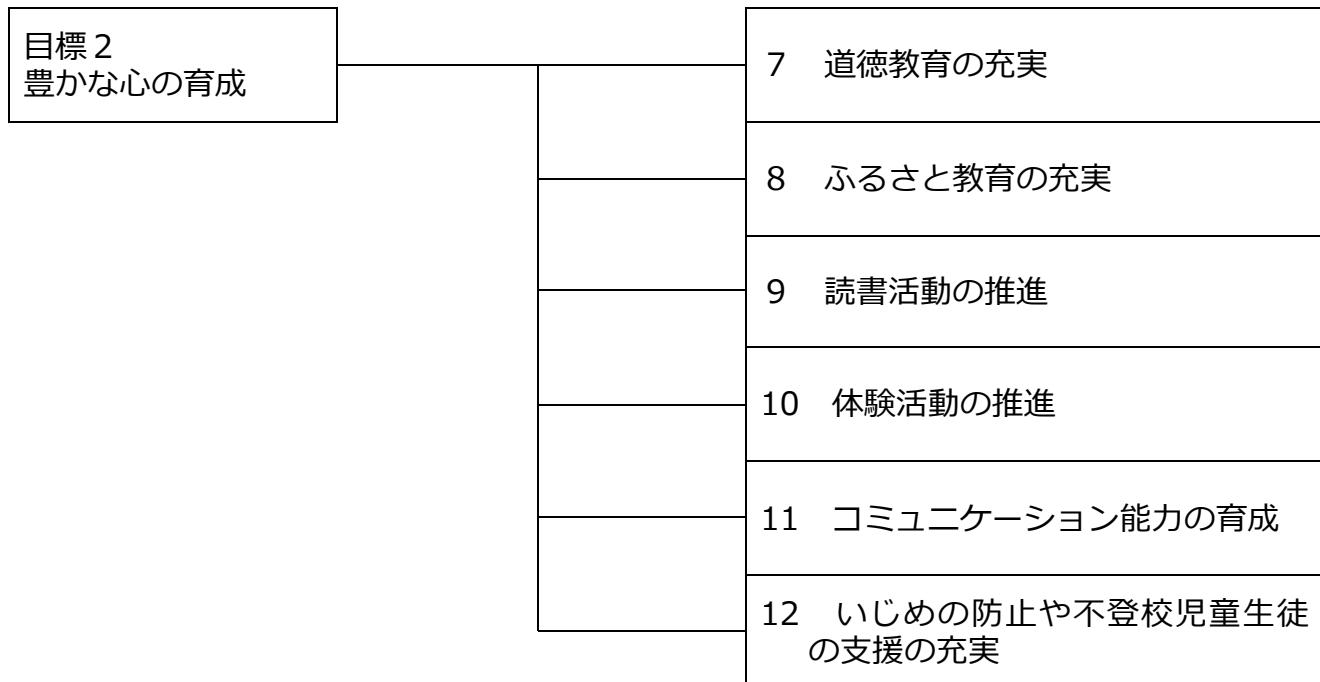
【達成目標】

指標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査等において「将来の夢や目標を持っている、どちらかといえば持っている」と回答した児童生徒の割合	小学校 82.8% 中学校 70.2%	小学校 90.0% 中学校 80.0%
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査等において、「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」という質問に対して、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小学校 94.0% 中学校 94.6%	100%
市内の企業等において、職場見学や職場体験を実施している小中学校の割合	小学校 100% 中学校 100%	100%

目標2 豊かな心の育成

子どもたちに基本的な倫理観や規範意識を身に付けさせるとともに、ふるさと小樽への愛着や思いやりの心など、豊かな心を醸成に取り組みます。

【施策の体系】



目標2 豊かな心の育成

施策項目7 道徳教育の充実

【現状と課題】

急速な社会的変化が、子どもたちの成長にも大きく影響を及ぼしている現在、幼児期の教育も含め、小中学校を通じて人格の完成及び国民の育成の基盤となる道徳性を育てる道徳教育の充実が求められており、平成27年に文部科学省から示された道徳教育に関する学習指導要領の一部改正においては、「人としてよりよく生きる上で大切なものは何か、自分はどう生きるべきか」などについて考えを深め、自らの生き方を探る子どもを育んでいくことなどの重要性が指摘されております。

本市においては、これまでの全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙の結果から、「学校のきまりを守っている」、「自分にはよいところがある」と回答した児童生徒の割合が全国に比べてやや低い状況にあります。

このような状況を踏まえ、児童生徒に規範意識や相互に個性や立場を尊重する態度、生命を大切にする心や思いやりの心、美しいものに感動する心など豊かな心を育むため、教員の指導力の向上を通して道徳科の授業改善を推進することで、道徳教育の充実を図るとともに、学校が家庭・地域と連携し道徳教育を一層推進していく必要があります。

また、発達段階に応じ、様々な体験活動を通して、児童生徒一人ひとりが共感的に理解し合い、自他を尊重する態度を育む指導の充実に努める必要があります。

【主な取組】

「特別の教科道徳（道徳科）」の充実のために、教員向けの研修講座を実施するとともに、発達の段階に応じて人権に関する正しい知識を深め、自他を尊重する態度を育成する人権教育を推進します。

主な取組	具体的な内容
「特別の教科道徳（道徳科）」の充実	道徳科の授業研究を通して、道徳的価値について自覚を深めさせ、考え方議論する道徳科の授業を推進します。
道徳教育研修講座の実施	児童生徒の豊かな心を育むために、「考え方議論する道徳」の授業を目指し、より良い道徳科の授業の在り方等についての研修を実施します。
規範意識の醸成	非行防止教室や防犯教室の開催促進などを通して児童生徒の問題行動の未然防止に努めるとともに、生活指導委員会における情報交換などを通して学校と地域社会が連携した生徒指導の充実に努めます。
豊かな情操の育成	優れた文化芸術に触れる文化庁の「文化芸術による子供育成総合事業」や市教委主催の「札響コンサート」等の実施を通して、美しいものに感動する心など豊かな情操を育みます。
人権教育の推進	発達段階に応じ、様々な体験活動を通して、児童生徒一人ひとりが共感的に理解し合い、自他を尊重する態度を育む指導の充実に努めます。

【達成目標】

指標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査等において、「学校のきまりを守っていますか」という質問に対して、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小学校 88.7% 中学校 94.5%	100%
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査等において、「自分にはよいところがある、どちらかといえばある」と回答した児童生徒の割合	小学校 78.8% 中学校 73.4%	90.0%

施策項目8 ふるさと教育の充実

【現状と課題】

自分たちが住んでいる地域の豊かな自然環境や歴史、伝統、文化、産業等に理解を深め、郷土への誇りと愛着を育み、これから的小樽を担う人づくりが重要です。

本市の豊かで美しい景観は、先人が厳しい環境の中で開拓したものであることについて理解を深め、児童生徒の発達段階において、本市の歴史や文化等について正しい理解を図ったり、外国人観光客に本市の魅力を伝える正しい知識を身に付けたりすることが求められています。

本市においては、小学校において社会科副読本「わたしたちの小樽」や理科教材「おたるの自然」を活用した学習、「小樽市民俗芸能伝承事業」などを通して、ふるさと小樽について理解を図っているところですが、全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査結果によると、「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」という質問に、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合が、小中学校とも全国及び全道平均を下回るなど、ふるさとに対する興味・関心が低い傾向が見られます。

このような状況を踏まえ、児童生徒一人ひとりがふるさと小樽の歴史や文化等について正しい理解を深め、地域や社会で起こっている問題や出来事に関心を持たせていく必要があります。

【主な取組】

ふるさと小樽に対する興味・関心を持ち、児童生徒一人ひとりが小樽の歴史や文化等について正しい理解を深める活動を通して、ふるさと教育の充実に努めます。

主な取組	具体的な内容
ふるさと教育の推進	小学校社会科副読本「わたしたちの小樽」や理科教材「おたるの自然」、教材「小樽の歴史」を活用した学習を推進するとともに、小樽遊覧屋形船における講話や学芸員の活用等を通して、ふるさと小樽の理解を図ります。
小樽市民俗芸能伝承事業等への参加	国指定重要無形民俗文化財「松前神楽」や市指定無形文化財「向井流水法」、市指定無形民俗文化財「高島越後盆踊り」等について学ぶ活動を通して、小樽の歴史や伝統、文化等について理解を深めます。
ふるさとの伝統的な行事への参加	各学校において、児童生徒が小樽の伝統的な踊りである「潮音頭」の振り付け等を学ぶとともに、おたる潮まつり「潮ねりこみ」への参加を通して、小樽についての理解を一層深め、郷土に対する愛着や地域社会に貢献する実践的な力を育みます。

【達成目標】

指 標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査等において、「地域や社会で起こっている問題に関心があるか」という質問に対して、「当てはまる」「どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小学校 60.4% 中学校 58.2%	70.0%
社会教育施設や学芸員等の外部講師を活用して、ふるさと教育を実施している学校の割合	100%	100%
おたる潮まつり「潮ねりこみ」に参加する学校の割合	100%	100%

目標2 豊かな心の育成

施策項目9 読書活動の推進

【現状と課題】

グローバル化の進展や絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境は大きく、また急速に変化し、予測が困難な時代になっています。子どもたちには、様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を見極め新たな価値につなげていくこと、複雑な状況変化の中で、目的を再構築できるようにすることが求められていますが、情報通信技術を利用する時間は増加傾向にあり、あらゆる分野の多様な情報に触れることがますます容易になる一方で、視覚的な情報と言葉の結び付きが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっているのではないかとの指摘もあります。

平成29年に実施した「小樽市子どもの読書活動に関するアンケート」結果では、およそ7割の子どもが「本が好き」、「まあまあ好き」と回答しているものの、学年が上がるにつれ、全く読まない割合が増える傾向にあり、日々の読書指導や各教科等における学校図書館を活用した学習活動の充実を図っていくため、また、学校図書館法の改正により学校司書の配置が努力義務となったことから、市内を6ブロックに分け、学校司書の配置校を2年毎に変更し、各校における蔵書の排架・装備・データベース化など学校図書館の環境整備を進めていく状況にあります。

このような状況を踏まえ、読み聞かせや学校ブックフェスティバルなどの実施を通して、学校や家庭における読書習慣の形成を図るとともに、児童生徒の知的活動を増進し、様々な興味・関心に応える魅力的な学校図書館資料の整備・充実に努めます。

【主な取組】

子どもの豊かな感性や表現力、創造力等を育むため、読書活動を推進し、子どもたちの読書習慣の育成に努めるとともに、学校図書館における読書環境の充実を図ります。

主な取組	具体的な内容
学校図書館機能の充実	学校司書を配置し、児童生徒への読書活動をサポートするとともに、蔵書の排架、装備、データベース化など学校図書館の環境整備を進めます。
読書習慣の形成	朝読書や読み聞かせ、学校ブックフェスティバル等の取組を通して、学校や家庭における子どもたちの読書習慣の形成に努めます。
学校図書館への支援	各学校へのリクエストに応えて図書を定期的に配本する「スクール・ライブラリー便」、学校図書館クリニック・運営相談、学校司書研修等の支援、ブックトーク、出前講座等のイベントを実施し、支援に努めます。

【達成目標】

指標	基準年度(H30)	目標年度(R10)
児童生徒一人当たりの蔵書冊数	25冊	50冊
学校司書を配置している学校の割合 (「施策項目21」に再掲)	16.7%	100%
市立小樽図書館からの学校向け貸出の実施割合	97%	100%

施策項目1〇 体験活動の推進

【現状と課題】

インターネットやテレビ等を介して感覚的に学び取る「間接体験」、シミュレーションや模型等を通じて模擬的に学ぶ「擬似体験」の機会が圧倒的に多くなった今、地域や自然との関わりや、多様な文化や人との触れ合いなど「直接体験」が重視されています。体験活動は、人づくりの原点であり、豊かな人間性や自ら学び、自ら考えるなど生きる力の基盤になるとの認識の下、未来の社会を担う全ての青少年に、全人的な成長に不可欠な体験をさせるため、各学校段階を通して体験活動の充実に努め、教育指導に効果的に生かしていくことが求められています。

本市においては、全国学力・学習状況調査の結果から小学校では「自然の中で遊んだことや自然観察をしたことがありますか」という質問に対して「当てはまる」又は「どちらかと言えば当てはまる」と回答した児童の割合は全道を上回り、中学校では「1、2年生までに受けた授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会があったと思いますか」という質問に対して、「当てはまる」と回答した生徒の割合が全国を上回る傾向にあります。

しかし、テレビやゲーム、インターネット等を利用する時間は全国と比べると依然として長く、「地域社会などでボランティア活動に参加したことがありますか」という質問に対しては、「参加したことがある」と回答した児童生徒はともに全国、全道と比べて少ないとから、自然体験や生活体験、お手伝いといった体験活動を更に推進していくことが課題となっています。

このような状況を踏まえ、児童生徒一人ひとりが豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を深めていくため、本市の特色を生かしながら学校・家庭・地域における多様な体験活動を意図的・計画的に行っていく必要があります。

【主な取組】

豊かな人間性を育み、社会の一員としての自覚を深めさせるため、本市の特色を生かしながら学校・家庭・地域における多様な体験活動を意図的・計画的に行います。

主な取組	具体的な内容
体験活動の教育課程への適切な位置付け	地域の自然観察などの自然体験や地域の清掃活動などのボランティア活動、ものづくり、生産活動などの体験活動が教育課程に適切に位置付けられ、教育活動全体を通じた取組が促進されるように指導助言します。
社会教育施設や地域の教育資源を生かした体験型学習活動の推進	地域の資源や市立小樽図書館、小樽市総合博物館、市立小樽文学館・美術館等の社会教育施設や地域の民間団体等の機能を有効に活用し、多くの児童生徒が興味・関心を持てる内容の体験型学習活動を推進します。
自主的に地域活動等に取り組む人材の育成	環境保全を目的とした植樹などの自然体験や地域の清掃活動などの社会体験等、多様な体験活動を通して、地域や学校などで活躍できる児童生徒の育成を図ります。

【達成目標】

指標	基準年度(H30)	目標年度(R10)
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査等において、「自然の中で遊んだことや自然観察をしたことがありますか」という質問に対して、「当てはまる・どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小学校 86.2% 中学校 76.0%	小学校 95.0% 中学校 85.0%
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査等において、「5年生（中学生は1、2年生）までに受けた授業や課外活動で地域のことを調べたり、地域の人と関わったりする機会があつたと思いますか」という質問に対して、「当てはまる・どちらかといえば、当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小学校 66.5% 中学校 66.1%	小学校 75.0% 中学校 75.0%
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査等において、「地域社会などでボランティア活動に参加したことがありますか」という質問に対して、「参加したことがある」と回答した児童生徒の割合	小学校 29.5% 中学校 41.1%	小学校 40.0% 中学校 50.0%

目標2 豊かな心の育成

施策項目11 コミュニケーション能力の育成

【現状と課題】

急速な社会変化の中、様々な価値観や背景を持つ人と人間関係を形成し、合意形成・課題解決するため、言語能力を高めることが求められています。

豊かな心を育むことやより良い人間関係を形成する上で、言語能力が重要であり、また、不登校や中途退学の要因・理由としても、児童生徒の人間関係を形成する力やコミュニケーション能力に関するものが挙げられることから、各教科等において言語活動の充実を図る必要があります。

全国学力・学習状況調査の結果において、「学級の友達との間で話し合う活動を通じて、自分の考えを深めたり広げたりしている」という質問に対して、「そう思う」と回答した本市の児童生徒の割合が全国平均より低い傾向が続いているなど、話し合う活動を通じて考え方を深めたり、広げたりすることが十分ではない状況が見られます。

このような状況を踏まえ、児童生徒が自分の考えを持ち、表現しながら考え方を形成・深化させたり、より良い人間関係を形成したりすることができるよう、コミュニケーション能力を高める学習活動を充実する必要があります。

【主な取組】

児童生徒が自分の考え方を持ち、表現しながら考え方を形成・深化させたり、より良い人間関係を形成したりできるよう、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間及び特別活動等における言語活動の充実を図ります。

主な取組	具体的な内容
言語活動の充実	各学校における言語環境の整備と教育課程の創意工夫が推進されるよう、学校教育指導等において各学校の実態に応じた指導助言を行います。
コミュニケーション能力を高める学習活動の充実	より良い人間関係を形成するために必要な社会的スキルを育成する活動を教育課程に位置付けるよう指導助言するとともに、「小樽音読カップ」や「小樽イングリッシュキャンプ」、「手話の出前授業」の実施などを通して、コミュニケーション能力を高める取組を支援します。

【達成目標】

指標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
全国学力・学習状況調査の学校質問紙調査等において、「言語活動について、国語科だけではなく、各教科、道徳、（外国語活動、）総合的な学習の時間及び特別活動を通じて、学校全体として取り組んでいますか」という質問に対して、「よくしている」「どちらかといえば、している」と回答した学校の割合	小学校 88.9% 中学校 83.3%	100%

施策項目12 いじめの防止や不登校児童生徒の支援の充実

【現状と課題】

国の法令や指針、北海道いじめの防止等に関する条例等を踏まえ、いじめや不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に向け、教育相談体制の充実や児童生徒の人間関係を築く力の育成、関係機関と連携した支援体制の整備・充実に取り組むとともに、ネット上のいじめなどインターネット上のトラブルから児童生徒を守る取組が大切です。いじめは、どの児童生徒にも生じるという認識に立ち、ささいな変化や兆候を見逃さず、緊張感を持って積極的に認知することが求められています。さらに、不登校は、早期からの支援が重要であるという認識に立ち、要因を的確に把握し、学校関係者・家庭・地域機関が情報共有し、組織的・計画的に取り組むことが求められています。

平成29年度の本市におけるいじめの認知件数は、増加傾向にあるものの学校間格差が大きく、千人当たりの認知件数が95.7人となっています。

不登校については、増加傾向にあるものの、小樽市教育支援センターによる対応及びアウトリーチ型の支援を行うことで、学校復帰に至るケースも報告されています。

このような状況を踏まえ、いじめの正確な認知による早期発見、早期対応に向けた取組及び学校の組織的な対応や、小樽市教育支援センターと連携した不登校対策の取組を一層推進する必要があります。

【主な取組】

児童生徒理解と正確な状況把握に基づき、学校・家庭・関係機関等が連携し、いじめや不登校の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組の充実に努めます。

主な取組	具体的な内容
いじめ防止対策の推進	いじめ防止キャンペーンを実施し、いじめ問題対策研修会や啓発資料の配布、小樽いじめ防止サミットの開催などを通して、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めます。
情報モラル対策の推進 (「施策項目22」に再掲)	小樽市小中学校情報モラル対策委員会を設置し、教職員や保護者に対してネットパトロール及び最新事例を学ぶ研修を実施します。
不登校対策の推進	<p>全ての児童生徒が楽しく通える「魅力ある学校づくり」を目指して、下記のとおり不登校対策を推進します。</p> <p>①未然防止の取組 望ましい人間関係づくりを基盤とした豊かな教育的環境の形成など「魅力ある学校づくり」への指導助言に努めるとともに、子どもたちの安全・安心を守るキャンペーンなどを通して、不登校の未然防止に努めます。</p> <p>②初期対応の取組 不登校傾向の児童生徒の状況を把握するとともに、具体的な支援方策について検討し、ケース会議や関係機関との連携・調整を図るなどして、不登校児童生徒の早期発見・早期対応に努めます。</p> <p>③自立支援の取組 教育支援センター「登校支援室」での支援やスクールカウンセラー等による教育相談、福祉部等の関係機関、民間団体との連携を通して、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援に努めます。</p>

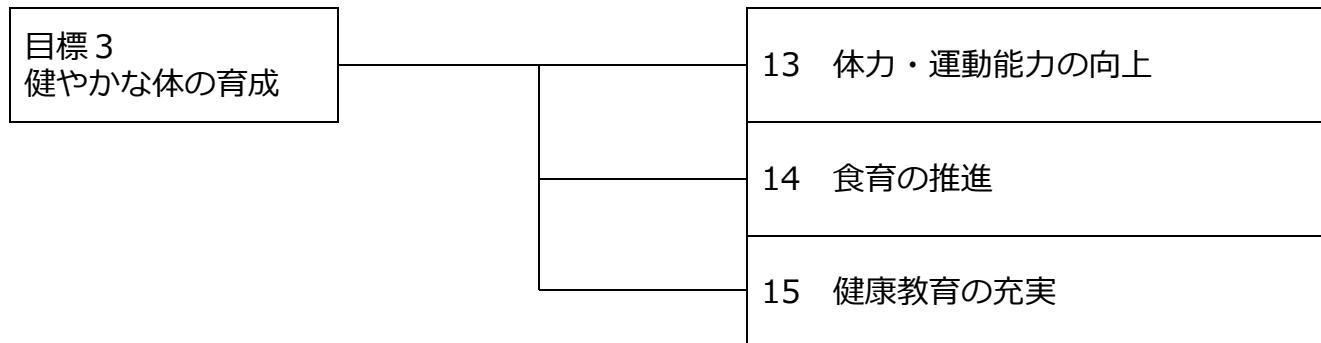
【達成目標】

指標	基準年度(H30)	目標年度(R10)
全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査等において「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思う」という設問について、「当てはまる」と回答した児童生徒の割合	小学校 90.9% 中学校 76.4%	100%
文部科学省調査の「不登校児童生徒」のうち、「学校内外の機関等」において相談・指導を受けた児童生徒の割合	小学校 76.9% 中学校 68.0%	100%

目標3 健やかな体の育成

健康を保持増進し、体力・運動能力の向上を図るとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるなど、健康教育の充実に取り組みます。

【施策の体系】



施策項目13 体力・運動能力の向上

【現状と課題】

子どもの体力については、体力水準が高かった昭和60年頃と比較すると、低下傾向には歯止めが掛かっているものの、依然として低い状況にあります。体力は、健康の維持のほか、意欲や気力など精神面の充実にも大きく関わっていることから、子どもたちが運動やスポーツの楽しさや喜びを味わい生涯にわたって豊かに実践していくことができるよう、学校における体育・保健に関する指導の一層の充実や、学校・家庭・地域が連携した運動習慣の定着や生活習慣の改善のための取組が求められています。

本市においては、平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果における体力合計点が、小学校男子において全国平均を上回るなど、改善傾向が見られます。

一方で、テレビやゲームの時間は全国平均を大きく上回り、土日の運動時間は少ない傾向が鮮明となり、児童生徒の生活習慣を改める必要があります。

このような状況を踏まえ、児童生徒の体力・運動能力の向上を目指し、授業改善及び体力向上の取組を一層推進するとともに、運動習慣の定着や生活習慣の改善を目指し、学校・家庭・地域が一体となった取組を推進する必要があります。

【主な取組】

体力・運動能力の向上を目指し、学校における体育・保健授業の改善及び体力向上の取組を一層推進するとともに、学校・家庭・地域が一体となった児童生徒の運動機会の充実に向けた取組を支援します。

主な取組	具体的な内容
授業改善の推進	児童生徒の体力・運動能力の向上を図るために、小樽市小中学校体力向上検討委員会を設置し、指導資料の作成・啓発など、授業改善の推進に努めます。
教員の指導力の向上	体育を研究する学校を指定し、外部講師を招聘した研修講座を開催するなど、教員の指導力の向上に努めます。
運動部活動への支援	部活動指導員の配置や小樽市中学校体育連盟への支援を通して、子どもたちが運動やスポーツに親しむことができる環境づくりに努めます。
スポーツイベント等への参加促進 （「施策項目30」に再掲）	子どもたちの体力・運動能力の向上を図るため、おたる運河ロードレース大会や各種スポーツ教室など、各関係機関や団体等が主催するスポーツイベントへの参加を促進します。
家庭や地域との連携 （「施策項目15」に再掲）	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果や体力・運動能力を高めるための資料を児童生徒の保護者へ配布し、家庭や地域における運動習慣の確立について啓発します。

【達成目標】

指 標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体力合計点の全国平均値を50.0とした場合の小学校5年生、中学校2年生の値	小学校5年生男子 50.4 小学校5年生女子 49.4 中学校2年生男子 48.4 中学校2年生女子 47.0	50.0
全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、体育の授業以外で1週間に運動やスポーツの総運動時間が60分以上と回答した小学校5年生、中学校2年生の割合	小学校5年生男子 89.0% 小学校5年生女子 85.8% 中学校2年生男子 90.6% 中学校2年生女子 81.7%	100%

目標3 健やかな体の育成

施策項目14 食育の推進

【現状と課題】

近年の社会環境の急激な変化は、子どもたちの食を取り巻く環境にも様々な影響を与えており、とりわけ栄養摂取の偏りや不規則な食事、朝食欠食といった食習慣の乱れなどが、肥満や生活習慣病、食物アレルギー等健康への様々な影響や学習意欲の低下につながる要因に指摘されています。また、食品の安全性の確保や食料自給率の向上、食品ロス削減等、食に関する課題も顕在化してきています。

本市においては、全道・全国に比べ、朝食を食べている児童生徒の割合が低く、全国学力・学習調査の調査結果などから、学習意欲や健康に様々な影響を与えていていることが明らかになっており、望ましい食習慣の定着が課題となっています。

これらを踏まえ、児童生徒の健やかな体の育成を図るためにには、体力や運動能力の向上を図るとともに、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校・家庭・地域が連携しながら、健全な食生活を実践できる資質や能力を育成していく必要があります。

また、地域の産業等に理解を深め、食への感謝の気持ちを育むとともに、地産地消の推進を図るために、学校給食における地場産物の活用が求められています。

【主な取組】

児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた安全安心な学校給食を提供し、健康増進を図るほか、学校においては、食育の生きた教材である学校給食を活用した食に関する指導を通じて、家庭・地域と連携して児童生徒が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けられるよう、食に関する研修等の充実を図るとともに、地場産物を活用した学校給食の提供に努めます。

主な取組	具体的な内容
「早寝早起き朝ごはん」運動の推奨	平成30年度全国学力・学習状況調査の結果では、朝食を毎日食べている児童生徒の本市の割合は全国及び全道平均を下回っており、家庭や地域を巻き込んだ食育の展開が課題となっていることから、食育講座などを通じて「早寝早起き朝ごはん」運動を推奨していきます。
食育研修講座の実施	子ども一人ひとりが、正しい食習慣を身に付け、食事を通して自らの健康管理ができるよう、栄養教諭を講師に、教職員を対象とした「食育研修講座」を開催し、食に関する実践的な指導の在り方などについて理解を深めます。
食に関する指導の実施	学校における教科学習の時間や給食時間、保護者の給食試食会などに栄養教諭を派遣し、食育に関連する説明や指導を行い、食に関する正しい知識や望ましい食習慣への理解を深めます。
食物アレルギーに対する知識の啓発	食物アレルギーを有する児童生徒が、他の児童生徒と同じように給食の時間を楽しく過ごせるよう、児童生徒に食物アレルギーについての正しい知識や意識を持たせるとともに、教職員に対するリスク管理などの研修を行います。
児童生徒の学校給食に関する意識の啓発	日本古来の行事やタイムリーなイベントに合わせたメニューを実施するとともに、給食により、食事のマナーや食文化等の食指導に関する事項を掲載し、学校給食に関する意識の啓発を図ります。
学校給食における地産地消の推進	小樽や後志の食材を使用した献立による「小樽・後志を味わおう」事業など、学校給食での地場産品の活用を積極的に進め、給食を通じ、地元で採れた食材を知ることで、生産者への感謝の気持ちや地元への関心、食への関心を深め、おいしい給食を提供することで地元を愛する心を育みます。

【達成目標】

指標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
全国学力・学習状況調査の「朝食を毎日食べていますか？」の質問に対する「食べている」と「どちらかといえばしている」の回答割合	小樽市：小91.3%・中89.0% 全道：小92.8%・中90.8% 全国：小94.5%・中91.9%	小学校・中学校ともに全道・全国平均を上回る
食育研修講座（教職員対象）の開催	年1回	年2回
食に関する指導（児童生徒、保護者対象）の実施校の割合	36.7%	100%
地産地消の給食メニューの品目数及び提供回数（生野菜や生果実の単品での提供を含む）	6品目・7回	8品目・10回

施策項目15 健康教育の充実

【現状と課題】

近年、生活習慣の乱れや、アレルギー疾患の増加など、子どもたちの健康課題は多様化しており、学校・家庭・地域が連携して社会全体で子どもの健康づくりに取り組んでいくことが求められています。また、情報化社会の進展により、様々な健康情報や性・薬物等に関する情報の入手が容易になっている一方で、子どもたちが正しい情報を選択し適切に行動できるよう、薬物乱用防止をはじめとした健康教育に対する学校の組織体制の充実を図るなど、子どもの健康づくりに積極的に取り組んでいく必要があります。

本市においては、正しい知識を理解させるため、外部講師による専門的な指導を多くの学校で実施しております。また、子どもたちの健康づくりの推進や様々な健康課題に対応するための組織として学校保健委員会を全校に設置しておりますが、開催していないまたは年1回のみ開催している学校が多くあり、充実した活動を行っていない現状にあります。

このような状況を踏まえ、成長の著しい小中学生期は、健康な生活を送るための基礎となる時期であることから、子どもたち自らが健康管理や危機管理に対応できる実践力を育成するために健康教育体制の充実を図っていく必要があります。

【主な取組】

子どもたちが生涯にわたって健康な生活を送ることができるように、心身の健康に関する知識や技能、適切な意思決定や行動選択などの資質や能力の育成を図るとともに、学校・家庭・地域が連携して、子どもたちの健康に関する実態を適切に把握し、課題の解決を図る体制整備を推進します。

主な取組	具体的な内容
保健指導の充実	基本的生活習慣の指導など、家庭との連携を図りながら学校保健計画等に基づく適切な保健指導の充実を図ります。
性に関する指導・薬物乱用防止に対する指導の充実	子どもの発達段階に応じた性に関する知識を理解させるとともに、薬物等の危険性や飲酒・喫煙の身体への影響などの正しい知識を理解させ、望ましい態度の育成を図ります。
疾病予防や生活習慣病対策の啓発	インフルエンザ等の感染症の予防や、がんなどの疾病、生活習慣病対策について、児童生徒への指導や保護者への啓発を図ります。
家庭や地域との連携（再掲） (本掲は「施策項目13」)	全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果や体力・運動能力を高めるための資料を、児童生徒の保護者へ配布し、家庭や地域における運動習慣の確立について啓発します。

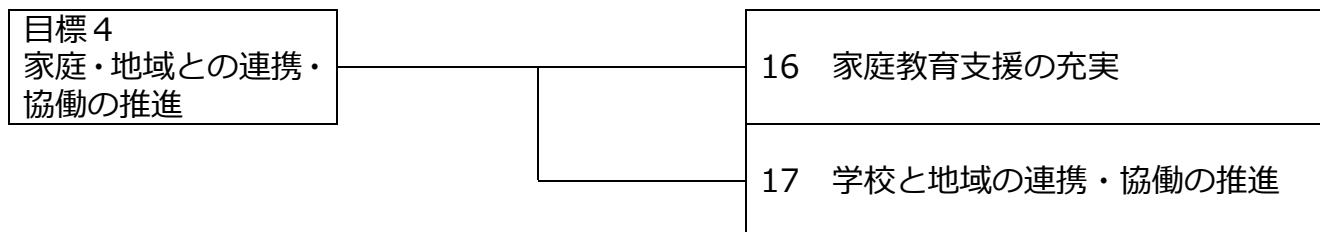
【達成目標】

指標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
外部講師の活用による薬物乱用防止教室を実施した学校の割合	80.0%	100%
学校保健委員会を年間に複数回開催している学校の割合	18.2% (H29)	100%

目標4 家庭・地域との連携・協働の推進

基本的な生活習慣や豊かな情操の出発点である家庭教育を支援するとともに、学校と地域が連携・協働した組織的・継続的な環境づくりに取り組みます。

【施策の体系】



施策項目16 家庭教育支援の充実**【現状と課題】**

家庭は全ての教育の出発点であり、子どもたちの心のよりどころとなるものです。また、かつて子どもたちは家庭だけでなく地域の中でも育まれてきましたが、近年、核家族化や少子高齢化の急速な進行や、社会情勢の著しい変化などにより地域社会の希薄化が進み、子育ての悩みを抱えた保護者が孤立するなど、家庭教育の困難な状況が顕在化しています。

本市においては、児童生徒の生活習慣の低下が課題となっていることから、これに伴う学力や体力の低下を改善するため、家庭教育の観点から望ましい生活習慣の定着を推進するなど家庭教育を支援する必要性が高まっています。

このような状況を踏まえ、全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、家庭・学校・地域の連携を深め、相互の協働関係を構築するとともに、地域において家庭教育支援を担う人材の育成・資質向上など家庭教育支援体制の充実を図るほか、望ましい生活習慣の定着を目的とした事業に取り組む必要があります。

【主な取組】

保護者に対する子育てに関する学習機会の充実を図るため、生涯学習プラザ等において、家庭教育に関する情報交換を行えるような居場所づくりや、親子が集い楽しめるイベント等の開催、家庭教育に役立つ講演会や研修会などに取り組みます。また、子どもたちの発達や望ましい生活習慣の定着を目的とした、長期休業中の子ども向け体験活動の実施に取り組みます。

主な取組	具体的な内容
家庭教育支援に関する学習機会等の充実	保護者に対する学びの場の提供や、地域における子どもや保護者の居場所づくり、読み聞かせや親子体験講座を実施するなど、関係機関と連携した家庭教育支援の充実に努めます。
望ましい生活習慣の確立	長期休業中の子ども向け体験活動（生活習慣改善のため午前中の時間帯に実施）や、小樽市PTA連合会や保護者と連携した望ましい生活習慣の確立に向けた研修会等の開催、生活リズムチェックシートの活用を促進します。
家庭教育支援のための環境づくり	多様な環境の家庭に対して、家庭教育に関する適切な情報提供や相談ができる窓口を充実させ、福祉部や学校教育など関係部署と連携を図りながら、家庭教育支援のための環境づくりに努めます。

【達成目標】

指標	基準年度(H30)	目標年度(R10)
家庭教育支援に関する講座等の延べ受講者数	1,750人	1,900人
「長期休業中の子ども向け体験活動」に参加する児童の割合 (在籍児童に対する参加児童数の割合)	9.3%	15.0%

目標4 家庭・地域との連携・協働の推進

施策項目17 学校と地域の連携・協働の推進

【現状と課題】

核家族化や少子化等の家族形態の変化、地域社会のつながりの希薄化等が進む中、学校が抱える課題は複雑化・困難化しており、学校と地域がパートナーとして連携・協働した組織的・継続的な取組が求められており、地域住民や保護者が学校運営に参画する仕組みであるコミュニティ・スクールの導入が進められています。

また、全ての子どもたちが放課後や休日等を安全・安心に過ごし、多様な体験活動を行うことができるよう、地域人材を活用した補充的な学習サポートの機会や、魅力ある教育活動の推進が求められています。

本市においては、地域住民等の協力を得ながら、コミュニティ・スクールの設置や放課後の学習サポートなどの取組を推進していますが、地域住民への普及・啓発や人材の確保等に課題が見られます。

このような状況を踏まえ、コミュニティ・スクールの導入校の拡大を目指し、研修会や地域説明会の実施を通して、教職員や地域住民等に対する制度内容や成果等への理解を一層深めていく必要があります。

また、樽っ子学校サポート事業や地域子ども教室等を実施するに当たり、啓発活動やボランティア研修会などを通じて、地域人材の育成・活用を図り、子どもの学習支援や活動拠点づくりを推進していく必要があります。

【主な取組】

学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支えるため、コミュニティ・スクールを導入し、学校と地域住民等の協働による学校づくりを進めるとともに、地域の特色を生かした子どもの活動拠点づくりを推進します。

主な取組	具体的な内容
コミュニティ・スクールの導入・推進	コミュニティ・スクール導入校の拡大を目指し、研修会や地域説明会を実施するとともに、導入済みの学校に向けた研修会を実施するなど、学校・地域・保護者が一体となった学校づくりが図られるよう取り組みます。
「樽っ子学校サポート事業」など地域ボランティアスタッフの協力による学校と地域の連携・協働の推進 (「施策項目23」に再掲)	市内在住の大学生及び高校生を各小中学校等に派遣し、放課後や長期休業中等における学習サポートを実施する「樽っ子学校サポート事業」を推進します。
地域住民や民間団体と連携した取組の推進	学生や地域住民が各学校の学習支援や登下校の安全指導等の活動を行う「学校支援ボランティア」や、土曜日の午前中に学校施設を活用して地域の管理ボランティアにより運営される「おたる地域子ども教室」の開催など、地域住民や民間団体と連携した教育活動等の取組を推進します。
子どもの活動拠点や地域の生涯学習の場づくりなどの推進	子どもが学習や体験活動を行う場や、地域住民が活動する場としての学校施設の活用などを検討します。

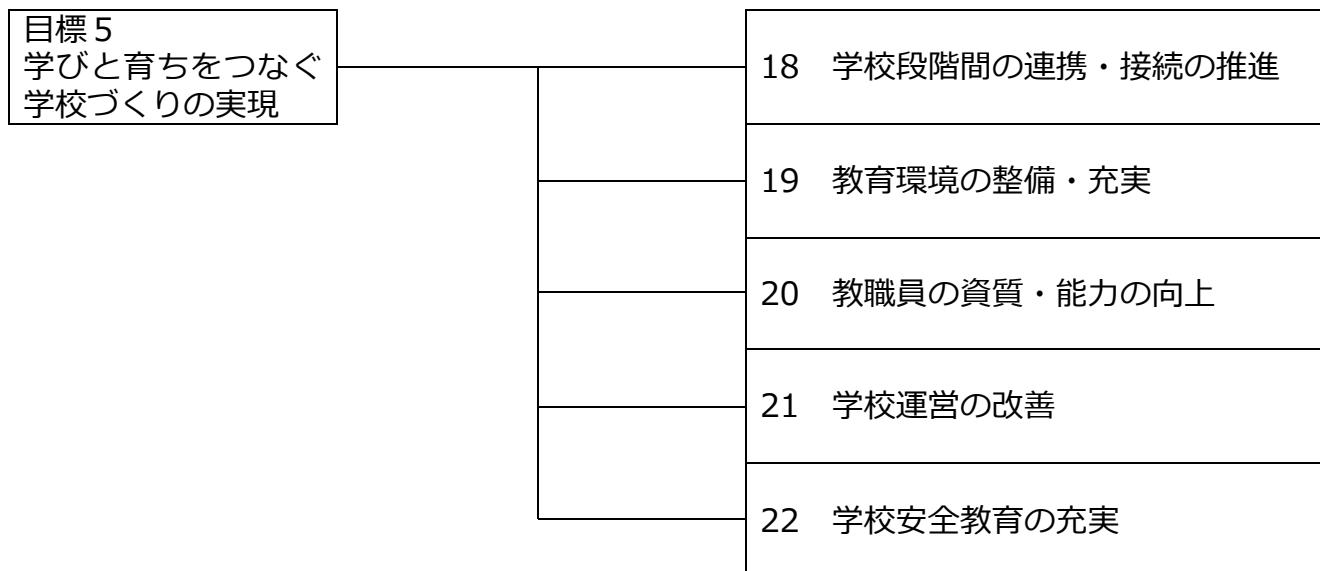
【達成目標】

指標	基準年度(H30)	目標年度(R10)
コミュニティ・スクールを導入している学校の割合	3.3%	50.0%以上
「樽っ子学校サポート事業」の延べ参加児童・生徒数	5,882人	6,000人

目標5 学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現

新たな教育課題に対応するため、教員の資質・能力の向上、学校の施設設備の充実、学校段階間の連携などの改善を進めるとともに、教職員の働き方改革の推進や学校安全教育の充実に取り組みます。

【施策の体系】



目標5 学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現

施策項目18 学校段階間の連携・接続の推進

【現状と課題】

初等中等教育全体を見通しながら、教育課程に基づく教育活動を展開する中で、児童生徒に必要な資質・能力がバランスよく育まれるよう、幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や、教科等横断的な学習の重視が求められています。そのため、学校同士が相互に連携を図り、積極的に交流を深めることによって、学校生活をより豊かにするとともに、児童生徒の人間関係や経験を広げるなど、広い視野に立った適切な教育活動を推進することが重要です。

本市においては、平成29年度から北海道教育委員会の「中1ギャップ未然防止事業」を活用し、小中連携教育実践校において小中連携の取組を充実するとともに、各学校においても、乗り入れ指導や児童生徒の交流など小中連携の取組が進められているところですが、平成30年度全国学力・学習状況調査の学校質問紙調査において「近隣等の中学校（小学校）と教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組をよく行った、どちらかといえば行った」と回答した学校の割合は、小学校50.0%、中学校41.6%で、全国・全道と比べて少ない状況にあります。

このような状況を踏まえ、学校段階間の連携・接続を円滑にするため、市内の幼稚園や認定こども園及び保育所の意見を踏まえた小学校入学後のスタートカリキュラムの編成や、義務教育9年間を通じて児童生徒に必要な資質・能力を確実に育むための小中一貫教育の推進、中学校教育と高等学校教育の連携に取り組む必要があります。

【主な取組】

児童生徒の発達段階に応じた系統的な教育活動の充実を図るために、学校段階間の接続を意識した教育課程の編成・実施や指導方法の工夫改善を図るとともに、各学校間の連携を促進します。

主な取組	具体的な内容
幼児教育施設と小学校の接続	幼児期において遊びを通して育まれてきたことを各教科等の学びに円滑につなげができるよう、各小学校のスタートカリキュラムの充実を図ります。 また、幼児教育施設から小学校へ引継ぎを行う際には、円滑な引継ぎに努めるとともに、特に、特別な教育的支援を必要とする児童については、綿密な対応に努めます。
小中一貫教育の推進	小樽市小中一貫教育基本方針に基づき、同一中学校区内の小学校と中学校が、義務教育9年間における教育目標を共有し、教育課程・指導方法の工夫改善や小中学校間で交流する機会の設定など、小中一貫教育の取組を推進します。
小学校・中学校・高等学校の接続	小樽の未来を担う人材を育成するため、小学校から高等学校までを見据えた系統的なキャリア教育の取組を推進します。 また、各学校へ引継ぎを行う際には、円滑な引継ぎに努めるとともに、特に、特別な教育的支援を必要とする児童生徒や不登校の児童生徒については、綿密な対応に努めます。

【達成目標】

指標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
中学校区で小中学校9年間の共通の目標を設定し、教育活動を行う学校の割合	10.0%	100%
全国学力・学習状況調査の学校質問紙調査において「近隣等の中学校（小学校）と教科の教育課程の接続や、教科に関する共通の目標設定など、教育課程に関する共通の取組をよく行った、どちらかといえば行った」と回答した学校の割合	小学校 50.0% 中学校 41.6%	100%

施策項目19 教育環境の整備・充実**【現状と課題】**

全国的に人口減少や少子化による学校の小規模化が進んでいることから、それぞれの地域の実情に応じて、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりの方策を継続的に検討・実施していくことが求められています。

本市においては「小樽市立小中学校 学校規模・学校配置 適正化基本計画」を平成21年度に策定し、これに基づき学校再編を進めてきましたが、児童生徒数の減少が想定以上に続いているため、この計画を見直し、将来を見据えた学校再編の考え方を検討することが必要となっています。

また、学校施設の整備としては、全国的に大きな地震が発生していることから、施設の耐震化が求められていますが、平成30年度における本市の小中学校施設の耐震化率は81.3%であり、全国平均の99.2%と比較すると低い状況にあります。学校施設は児童生徒等が一日の大半を過ごす学習、生活の場であることや災害時の避難所としての側面もあることから、安全性を確保するため、学校施設の耐震化を進めることが重要です。

本市では昭和40年代から50年代にかけて多くの学校施設を建設しており、建築後30年から40年が経過することで老朽化が進行しているため、「学校施設の長寿命化計画」を策定して、計画的な改修を進めていくことが求められています。

なお、「分かる授業づくり」を実現するための指導方法の一つとなる、ICTを効果的に活用した授業を展開するため、ICT機器を整備する必要があります。

【主な取組】

児童生徒数の減少により学校の小規模化が進む中、教育環境の向上を図るため、小中学校の適正な配置や施設整備を行うなど、教育環境の整備・充実に努めます。

主な取組	具体的な内容
小中学校の適正な配置	児童生徒数の推移や国の教育施策、本市のまちづくり施策などを総合的に考慮しながら、将来を見据えた学校再編の基本的な考え方を検討し、小中学校の適正な配置に努めます。
学校施設の耐震化	未耐震の学校施設について耐震化を進めます。
学校施設の老朽化対策	令和2年度に策定予定の「学校施設の長寿命化計画」を基に、学校施設の大規模な改修などを進めます。
快適な学習環境の整備	学校施設のトイレの洋式化や照明、暑さ対策など快適な学習環境の整備を図ります。
ICT機器の整備	各学校において、ICTを効果的に活用した授業を展開するため、大型テレビや教育用コンピュータ、無線LAN環境の整備を進めます。

【達成目標】

指 標	基準年度 (H30)	目標年度 (R10)
学校施設耐震化率	81.3%	100%
学校施設のトイレの大便器に占める洋式便器の割合	57.2%	100%
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	9.0人	3.0人

目標5 学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現

施策項目20 教職員の資質・能力の向上

【現状と課題】

時代が変わろうとも教職員には、子どもたちの教育に直接携わる者として自ら学び続け、子どもの成長を願い、導くという職責に対する使命感や指導の専門性など、更なる資質・能力の向上が常に求められています。

本市においては、本市独自の研修プログラムを活用して、教科指導等に関する各種研修講座等を開催し、その内容の充実に努めていますが、学習指導要領の改訂を踏まえ、教員には、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や、小学校における外国語教育の早期化・教科化などの新たな課題に対応できる力量を高めることが求められています。

また、交通違反をはじめとする教職員の不祥事の発生防止のため、市内全ての小中学校では、校内研修等において法令遵守の徹底や服務規律の保持などについて意識啓発を行っています。

このような状況を踏まえ、各学校の校内研修を活性化し、教員同士が協働して互いの授業を参観しながら改善に結び付けるための授業研究の機会を更に充実することで、教員の授業力向上を図るとともに、法令遵守や服務規律について外部の専門家を招いた研修を実施するなどして、より一層意識を高めていく必要があります。

【主な取組】

教育の今日的課題の解決に向けた指導力の向上を図るために、教職員一人ひとりの指導の専門性を高める研修の充実に努め、活力ある学校体制の確立や創意ある教育課程を編成するための環境整備に努めるとともに、法令遵守の徹底や服務規律の保持について教職員の意識を高めます。

主な取組	具体的な内容
各種研修の充実	今日的な課題に対する実践的な研修講座の開催及び参加促進により、教職員の専門性を高めます。
公開研究会の開催	公開研究会の開催を奨励し、指導主事が授業改善等に関わる指導助言を行い、校内研修の活性化を図ります。
研究活動の推進	教育研究所において、研究主題に基づく教育研究の推進や、研究推進校・団体等を指定した調査研究活動の推進、研究図書の貸出など、各学校の研究活動の改善・充実のための支援を行います。
服務規律の保持	法令遵守の徹底や服務規律の保持について校内研修の充実を図るなど、教職員の自覚を高めます。

【達成目標】

指 標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
校外研修に参加している教員の割合	100%	100%
公開研究会を実施している小中学校の割合	90.0%	100%
他校の公開研究会に参加している教員の延べ人数	592人	1,200人
外部の専門家を招いて服務規律に関する研修を実施している小中学校の割合	3.3%	100%

施策項目21 学校運営の改善

【現状と課題】

学校をめぐる環境の複雑化・多様化により、教員には様々な対応が求められており、このことが教員の長時間労働の要因の一つとなっています。

教員の多忙化解消に向けて、国は「学校における働き方改革に関する緊急対策」をまとめ、業務の役割分担・適正化を着実に実行するための方策や、学校が作成する計画等や組織運営に関する見直し、勤務時間に関する意識改革と時間外勤務の抑制のための必要な措置を講ずるほか、これらの方策の実施に必要な環境整備を行うこととしています。

また、北海道教育委員会は「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を策定し、道内全ての学校における働き方改革を進めるための業務改善の方向性を示すとともに、各市町村の教育委員会による計画的な取組を求めています。

このような状況を踏まえ、本市においては平成30年7月、「小樽市立学校における働き方改革行動計画」を策定し、行動計画の目標や指標を定めましたが、これらを達成するために具体的な取組を推進し、教員が児童生徒と向き合う時間を確保していく必要があります。

【主な取組】

教員が心身共に健康を維持して教育に携わることができるよう、「小樽市立学校における働き方改革行動計画」における取組を継続するなど、教員の多忙解消に取り組みます。

主な取組	具体的な内容
本来担うべき業務に専念できる環境の整備	スクールカウンセラー、特別支援教育支援員、学校司書等の配置及び派遣を進めるほか、学校を対象として行う調査の精選や見直しを行います。
部活動に係る負担の軽減	部活動指導員の配置を進めるほか、部活動休養日の徹底や、適切な活動時間を設定します。
勤務時間を意識した働き方の推進	月2回以上の定時退勤日や、長期休業期間中における学校閉庁日を設定します。
教員の心身の健康保持	全ての教職員へのストレスチェック実施を継続し、高ストレス者に対する医師との面談体制を維持するなど、引き続きメンタルヘルス対策に取り組みます。
校務の効率化	教員の負担感を軽減するため、校務支援システムの導入の推進を図るとともに、学校給食費の公会計化を検討します。

【達成目標】

指 標	基準年度 (H30)	目標年度 (R10)
在校等時間から条例で定める勤務時間等を減じた時間が1か月で45時間を超える教員の割合	14.0%	0%
部活動休養日を完全に実施している部活動の割合	100%	100%
学校司書を配置している学校の割合（再掲） (本掲は「施策項目9」)	16.7%	100%

目標5 学びと育ちをつなぐ学校づくりの実現

施策項目22 学校安全教育の充実

【現状と課題】

登下校時を含む子どもたちの交通事故、不審者による声かけ事案などが全国的に発生していることから、子どもたちが犯罪や交通事故、災害等から身を守ることができるよう危機対応能力を育成することなど、学校における安全教育の徹底が求められています。

小樽市においては、登下校時における児童生徒等の安全を確保するため、小樽市通学路安全推進会議を設置し、策定した小樽市通学路安全プログラムに基づく関係機関との合同点検のほか、学校ごとに作成する危機管理マニュアルの見直しや通学路の安全確保に関する推進体制の構築などを実施しています。

その一方で、各学校において通学路の安全マップを作成しているものの、家庭への配布や保護者会での説明にとどまり、学級活動等で活用していない学校や、警察などとの連携による体験的な活動を伴う交通安全教育が実施されていない学校があります。

このような状況を踏まえ、子どもたちに危険事項や日常の備えに関する知識を身に付けさせるとともに、自らの命を守ることができるように危険回避能力を高める必要があります。

【主な取組】

子どもたちが犯罪や交通事故等から身を守ることができるように、必要な知識を身に付けるなど危機対応能力を育成するとともに、学校・家庭・地域社会が連携した取組を通じて、学校の安全確保対策に努めます。

主な取組	具体的な内容
防犯に関する教育の充実	不審者との遭遇、学校へ不審者侵入時の対応など、危機対応能力を身に付けさせる指導の充実を図ります。
災害安全（防災）に関する教育の充実	児童生徒が自然災害等から身を守ることができるように、消防等の関係機関と連携した避難（防災）訓練の実施などを通じて、災害発生時における安全確保体制の充実を図る取組を推進します。
交通安全に関する教育の充実	児童生徒の交通事故防止のため警察署等関係機関と連携し、交通ルールやマナーを習得する指導の充実を図ります。
生活安全に関する教育の充実	不審者情報を警察と共有するなど、地域社会と連携した取組を推進します。
通学路の安全対策の推進	小樽市通学路安全プログラムに基づき、降雪期における安全点検など、関係機関との合同点検を実施するとともに、安全対策実施後の効果を把握し、対策の改善・充実に努め、児童生徒への指導に生かします。
情報モラル対策の推進（再掲） (本掲は「施策項目12」)	小樽市小中学校情報モラル対策委員会を設置し、教職員や保護者に対してネットパトロール及び最新事例を学ぶ研修を実施し、児童生徒への指導に生かします。

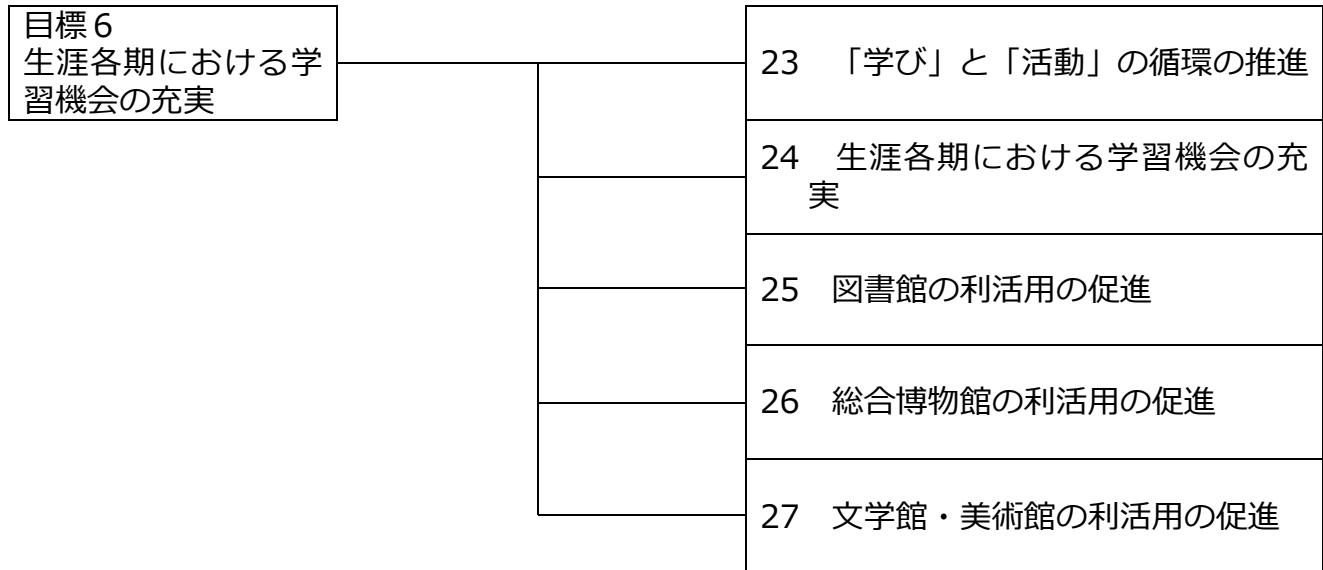
【達成目標】

指標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
防犯教室及び防犯訓練の両方を実施している学校の割合	60.0%	100%
通学路の安全マップを学級活動等での指導の際に活用した学校の割合	83.3%	100%
警察など地域の関係機関・団体等と連携し、児童生徒が体験的な活動を伴う交通安全教育を実施した学校の割合	76.7%	100%

目標6 生涯各期における学習機会の充実

全ての市民の多様なニーズに対応した学習機会を提供することにより、地域コミュニティの維持・活性化を図り、地域全体の教育力の向上に取り組みます。また、社会教育施設の利活用を促進し、各種事業の積極的な実施や情報発信に取り組みます。

【施策の体系】



目標6 生涯各期における学習機会の充実

施策項目23 「学び」と「活動」の循環の推進

【現状と課題】

少子高齢化や人口減少、個人の価値観の多様化、情報技術の飛躍的発展など、社会を取り巻く環境が著しく変化する中、地域の連帯意識の希薄化による地域コミュニティの低下や核家族化の進展などによる地域・家庭の教育力の低下が指摘されています。

本市においては、全ての市民に対して、多様なニーズに対応した学習機会を提供することにより、地域コミュニティの維持・活性化への貢献や社会の持続的発展に向けた地域課題解決に資することが期待されています。

これに伴い、多くの地域住民がボランティアとして学校の教育活動などに参画する活動が進んでいますが、参加する地域住民の高齢化、固定化が懸念されています。

このような状況を踏まえ、学習活動で培った能力や知識、経験を活用して、ボランティア活動や地域活動に取り組み、それが更なる学習活動へつながる「学び」と「活動」の循環を推進していく必要があることから、今後の社会教育の推進に当たっては、家庭・学校・地域の連携を深め、相互の協働関係を構築するとともに、社会教育の担い手の育成や活動に参画するボランティアの一層の広がりと養成を図ることが求められています。

【主な取組】

地域住民などと連携した教育活動等の取組を推進するとともに、社会教育の担い手として地域で活動する人材の育成を通し、「学び」と「活動」の循環の推進に努めます。

主な取組	具体的な内容
地域住民や民間団体と連携した取組の推進（再掲） (本掲は「施策項目17」)	学生や地域住民が各学校の学習支援や登下校の安全指導等の活動を行う「学校支援ボランティア」や、土曜日の午前中に学校施設を活用して地域の管理ボランティアにより運営される「おたる地域子ども教室」の開催など、地域住民や民間団体と連携した教育活動等の取組を推進します。
地域で活動する人材の育成	市民がそれぞれ持っている特性や培ってきた知識・経験を生かして地域の学習活動を支えるボランティア活動などに取り組むよう、地域で活動する人材の育成に努めます。
社会教育施設等における学習機会の充実と周知 (「施策項目24」に再掲)	社会教育施設等で実施される講座や講演会等を通じて、市民が学ぶ楽しさを味わうとともに、地域づくりに繋がる学習活動が促進されるよう、学習機会の充実と周知に努めます。

【達成目標】

指標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
地域のボランティアと連携して実施する「学校支援ボランティア」、「おたる地域子ども教室」の回数	2,130回	2,200回
「おたる地域子ども教室」の実施校	9校	11校

施策項目24 生涯各期における学習機会の充実

【現状と課題】

少子高齢化や人口減少、情報技術の飛躍的発展などが進行し、社会を取り巻く環境が著しく変化する中、一人ひとりが、生涯を通じて自らの人生を設計し、生涯にわたり必要な知識や技能、技術を学び、活用し、知的・人的ネットワークを構築して、人生を豊かに生きるために環境を創り上げるための生涯学習の充実が重要となっています。

本市においては、「市民大学講座」や「はつらつ講座」などの学習の場を設けているところですが、市民の学習ニーズへの対応については、これらに加え、民間の講座と連携を図りながら事業の継続・充実を図るほか、放送大学をはじめ、国や道等が実施する社会教育事業について市民への情報提供を行うなど様々な学習機会を提供していくことが求められています。

このような状況を踏まえ、生涯学習の推進に当たっては、各世代にわたる様々な学習課題に対応する事業の積極的な実施や情報発信に取り組むとともに、学習機会の成果を発表する機会の充実を図る必要があります。

【主な取組】

市民の多様な学習ニーズに応じた学習講座を充実させるとともに、生涯学習プラザや学校施設の活用促進を通して、生涯各期における学習機会の充実に努めます。

主な取組	具体的な内容
市民の多様な学習ニーズに応じて開催している「市民大学講座」、「はつらつ講座」などの学習講座の充実	市民の学習活動の推進に大きな役割を担う企業などとの連携を図り、道内外から講師を招いて開催している「市民大学講座」や、市民の学習要望を取り入れながら、生涯学習プラザにおいて開催している「はつらつ講座」などの学習機会を充実します。
生涯学習プラザや学校施設の活用促進	各種講座等を整理した生涯学習情報をホームページやパンフレットで発信するなど、生涯学習の意欲向上につながる情報提供に努めることにより、生涯学習プラザの活用促進を図るほか、小学校の特別教室等の解放による学習や活動の場の提供に努めます。
「レピオフェスティバル」の開催を通じた市民の学習活動の促進	生涯学習プラザ（レピオ）の利用者が、日頃の学習活動や学んだ成果の発表を行う「レピオフェスティバル」を開催し、学ぶ楽しさを発信することにより、市民の学習活動を促進します。
社会教育施設等における学習機会の充実と周知（再掲） (本掲は「施策項目23」)	社会教育施設等で実施される講座や講演会等を通じて、市民が学ぶ楽しさを味わうとともに、地域づくりに繋がる学習活動が促進されるよう、学習機会の充実と周知に努めます。

【達成目標】

指 標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
「市民大学講座、はつらつ講座」の人口に対する参加者の割合	1.1%	1.2%
「生涯学習プラザ」の人口に対する延べ利用者の割合	41.7%	50.0%

目標6 生涯各期における学習機会の充実

施策項目25 図書館の利活用の促進

【現状と課題】

少子高齢化、人口減少、グローバル化など急激な社会情勢の変化に伴い、人々が直面する課題は多様化しています。そのため、図書館の役割として、生涯学習における中核的な社会教育施設として市民の学習活動を支援し、市民や地域に役立つ情報拠点となることが求められています。また、子どもたちの生きる力を育むために、言葉を学び、感性を磨き、創造力を豊かにする読書活動は、自ら課題を見つけ、問題を解決できる「確かな学力」を身に付ける大切な役割を果たしています。

本市においては、今後ますます高齢化が進行し、それに伴い、利用する市民の年齢層にも変化が見込まれる中、市民の生涯学習の拠点として幅広い世代に対するサービスの充実が求められています。

また、平成30年度に「小樽市子どもの読書活動推進計画」を策定しましたが、策定時に子どもたちの読書実態を把握するため実施した「子どもの読書活動に関するアンケート調査（平成29年度実施）」の結果では、学校の段階が上がるにつれ、「1か月まったく本を読まない」割合が上昇傾向にあることが課題となっています。

このような状況を踏まえ、人生100年時代を見据え、常に市民ニーズを意識した図書館を目指し、「地域の情報拠点となり、市民が集う図書館」としていつでも誰でも利用しやすい図書館サービスを充実するとともに、「小樽市子どもの読書活動推進計画」に基づき、「子どもと本をつなぐ図書館」として子どもが自ら読書に親しめる環境整備を図る必要があります。また、「地域の歴史・文化を保存し、情報発信する図書館」の機能を充実させるため、小樽の歴史と特性を生かした郷土資料のデジタル化を推進し、老朽化する施設の整備充実に努め、図書館の運営のあらゆる側面で、市民との協働や様々な団体との連携を図りながら積極的な情報発信に努める必要があります。

【主な取組】

利用しやすい図書館サービスの充実のため、レファレンス機能を充実し、市民の学習活動の支援に取り組みます。また、子どもの読書活動を充実するため、学校図書館の支援や学校司書・ボランティア団体との連携に取り組みます。

主な取組	具体的な内容
図書資料の整備とレファレンス機能の充実	市民の学習意欲を高め、情報化の進展に対応するため、市民が必要とする資料を提供し、幅広い蔵書の充実を図り、レファレンスサービスにも積極的に取り組みます。
デジタルライブラリー事業	地域の情報拠点として貴重書や郷土資料を収集・保存し、デジタルライブラリー事業に努め、地域に根ざした情報発信の実現を図ります。
図書館ホームページ、ICT機器の活用による情報発信	利用者のニーズに対応し、新しい本との出会いを提供する読書推進機能ほか、いつでもどこからでも活用できる利用者サービスの拡大を図ります。
読書普及活動事業	郷土史講演会や資料展示会、読書に関するイベントや映画上映会等を実施し、市民と本との出会いを広げ、様々な団体と連携協力し普及・啓発に努めます。
乳幼児期における読書活動の推進	保健所で実施する乳幼児健診時のボランティアによる読み聞かせや絵本のプレゼント「小樽市ブックスタート事業」や乳幼児と保護者向けおはなし会「たるびよタイム」、幼稚園・保育所等を対象とした「ブックフェスティバル」等を実施し、乳幼児期の読書活動の推進に努めます。
子どもの読書活動の普及・啓発	読書に関するイベント「としょかん発おたる子ども読書の日」、参加型おはなし会「たるばとクラブ」等を実施します。また、「きっずおたる」「たるばとレポート」等の子ども向け事業やおすすめ本を紹介する広報紙を発行し普及・啓発に努めます。

【達成目標】

指標	基準年度(H30)	目標年度(R10)
図書貸出し冊数(年間の市民1人当たりの図書貸出し冊数) ※貸出し冊数÷人口	2.89冊	3.20冊
利用者数	243,150人	250,000人
利用登録者数	39,418人	49,000人

施策項目26 総合博物館の利活用の推進

【現状と課題】

近年、博物館に求められている役割として重要なのは、地域社会とのつながりであり、地域住民の学びの拠点となることです。そのため、博物館が収集した資料を市民共通の財産とし、展示や普及事業などを通じて、市民との価値を分かち合い、地域への情報発信に努めることが重要視されております。

総合博物館では、本館、運河館での常設展示公開に加えて、年数回の企画展示も両館で開催するほか、学校等への出前講座、館内での教育普及活動も数多く実施しており、当館に蓄積されている資料や情報を広く市民と共有するよう努めています。

一方で、展示資料の更新の停滞、屋外展示の鉄道車両の経年劣化などの課題が深刻化しています。また、収蔵資料の保管については、専用の収蔵施設が無く、資料の保存管理のための望ましい環境の確保が困難になっており、それらが重要な課題となっています。

今後は、文化庁の認定を受けた日本遺産のガイダンス施設としての機能を担うため、大幅な展示リニューアルを検討するとともに、当館の特色として地域の歴史や自然の資料、科学教育の実績が充実していることから、それらを活用して次代を担う子どもたちが、地域の歴史や自然、科学について主体的に学ぶことができるよう、学校教育との連携を強化する必要があります。

また、博物館機能向上に向けた学芸員個々の研鑽のため、他の社会教育施設との協力体制を深めるとともに、NPOや大学などの教育研究機関との連携の強化に努める必要があります。

【主な取組】

資料の収集・保存とその展示に努め、調査研究の成果を公表し地域の歴史文化に貢献するとともに、子どもたちをはじめとする市民と展示や普及活動などを通じて資料の価値を共有し、地域住民の学びの拠点としての情報発信に努め、関係機関との連携・協力を推進し、学芸員の資質向上を図ります。

主な取組	具体的な内容
資料収集・調査研究事業の充実	地域の歴史・自然史資料を収集・整理、調査研究を行い、情報の蓄積に努めます。
普及事業の推進	歴史・自然・科学・交通の分野や複合した内容の各種普及事業の実施に努めます。
常設展の充実	小樽市の歴史と自然・北海道の交通史・科学技術の分野の常設展示を充実させるとともに、重要文化財である鉄道施設を活用した動態保存の蒸気機関車の運行を継続します。また、日本遺産のガイダンス施設としての展示資料の充実に努めます。
科学教育に関する体制の充実	青少年科学技術館の精神を受け継ぎ、次代を担う子どもたちに科学の身近さを体験してもらえるよう、体験型展示物や普及講座を有効に活用した科学教育の充実に努めます。
企画展の充実	地域の資料等を活用し、魅力的な情報を提供する企画展開催に努めます。
レファレンス業務の充実	博物館利用者の個別の質問・資料閲覧等の要望に応えられるよう、レファレンス業務を充実するとともに、学芸員の研鑽に努めます。
広報活動の推進	博物館活動を広く周知するため、各種媒体を利用した広報活動に努めます。
学校等との連携の推進	博物館の特性を生かし、学校教育と連携した取組を通じて「ふるさと教育」や「理科教育」などについて子どもたちが主体的に学ぶことができる機会を提供するとともに、大学などの教育研究機関との連携を深め、共同研究や人材育成に努めます。

【達成目標】

指標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
館内外で実施している各種普及講座の実施数	100件	105件
総合博物館収蔵資料数	131,351点	137,000点
総合博物館資料等利用数	資料利用 1,017点 うちデジタルアーカイブス 503点	資料利用 1,070点 うちデジタルアーカイブス 530点
総合博物館入館者数	120,237人	140,000人

目標6 生涯各期における学習機会の充実

施策項目27 文学館・美術館の利活用の促進

【現状と課題】

文化芸術に触ることは、人々の創造性を育み、心豊かな生活を実現するとともに個性あふれた地域社会の形成に寄与するものです。

本市においても、市民が生きがいと潤いを感じて生活するためには、地域に根ざした豊かな文化芸術に市民が触れることができる機会を充実させるとともに、市民にとって親しみのある施設となるように努め、利用の促進を図る必要があります。今後も質の高い展示を継続していくには、小樽にゆかりのある作家や作品の調査・研究、資料収集・保存を進めながら、市民をはじめとする多くの来館者に鑑賞の機会を充実させる必要があります。関係機関との事業連携等を図り、幅広い層に訴えかける展覧会、講座等の工夫を一層進めていく必要があります。

また、市民の文化芸術活動を活性化させるために、市民の活動の場の確保として、市民ギャラリーの利用促進を図る必要があります。

一方、施設の状況については、老朽化が著しいことから、来館者にとって快適で安全な環境の確保に努めるとともに、作品や資料を適切に保存するための計画的な整備補修が必要となっています。また、収蔵作品が増えていることから、収蔵庫増設の検討も必要になってきます。

【主な取組】

市民が本市の個性豊かな文学や美術に触れる機会を提供するため、小樽ゆかりの作家等の作品や資料を収集・整理・調査研究を行いながら特別展・企画展を開催します。また、普及事業として各種講座を開催し、利用促進を図るほか、学校教育と連携した取組なども行なっていきます。各種媒体を通じた展覧会のPRなどの広報に努めます。

主な取組	具体的な内容
資料収集・調査研究事業	小樽ゆかりの作家等の作品や資料を収集・整理・調査研究を行い、情報の蓄積に努めます。
特別展の実施	小樽ゆかりの作家等を取り上げ、これらにまつわる作品や社会背景等を探る特別展示を開催します。
企画展の実施	身近にあるテーマを取り上げながら、作品世界や流行の事象について、様々な切り口を提示し、関心を高めてもらう展示を開催します。
普及事業	展覧会のほか、文学・美術散歩や講座、ミュージアムコンサート、ワークショップ等を開催し、文学館・美術館への興味・関心の向上を図ります。
広報活動	館の活動や研究成果等について館報発行を通して広く周知を図るほか、ホームページでの発信や学芸員のFMおたる出演など、各種媒体を利用した広報活動に努めます。
学校等との連携	学校教育と連携した学生短歌コンクールの実施や美術観賞授業、学校への出前講座などを通して、生徒が優れた文学や美術に触れる機会を提供します。

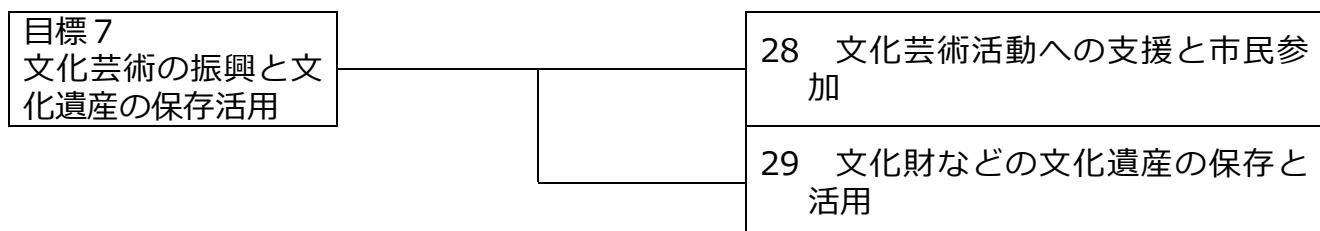
【達成目標】

指標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
文学館入館者数	9,138人	11,000人
美術館観覧者数	11,524人	13,000人
市民ギャラリー利用率	80.7%	85.0%

目標7 文化芸術の振興と文化遺産の保存活用

小樽市の文化芸術活動の場の提供などの支援を行い、文化芸術活動の一層の活性化に取り組みます。また、先人が築いた豊かな郷土の文化遺産を保存・活用し、魅力あるまちづくりの推進に取り組みます。

【施策の体系】



目標7 文化芸術の振興と文化遺産の保存活用

施策項目28 文化芸術活動への支援と市民参加

【現状と課題】

文化芸術は、情緒や感性を磨き、人々に心の豊かさや潤いのある生活を提供し、生きる上での喜びをもたらすことから、市民の文化芸術への関心が高まっており、本市の多様な文化芸術を更に発展させ、地域の活性化につなげることが期待されています。

本市においては、文化芸術を親しむ個人や団体が数多く存在しており、それぞれの活動成果の発表機会や生活の豊かさを実感できる文化芸術の鑑賞機会の充実が求められています。さらに本市では、地域に根付いた祭りや芸能のほか、日常においても、稽古事や趣味などを通じて様々な文化芸術体験が行われています。

このような状況を踏まえ、様々な文化芸術活動を行う市内の文化団体やアーティストに対して、活動の場の提供などの支援に努めるとともに、創作や発表する機会を拡充し、その活動内容を市民に周知することで、市民が文化芸術に触れる機会の増加を図るとともに、文化芸術活動を行う人材の育成に努め、文化芸術活動の一層の活性化に努める必要があります。

【主な取組】

文化団体等への支援や文化芸術活動の発表の場の充実を図るとともに、文化芸術活動を行う人材情報の発信及び育成を通じて、文化芸術活動への支援と市民参加の拡大に努めます。

主な取組	具体的な内容
「小樽市文化団体協議会」などの文化団体等への支援	地域に根ざした創造的な文化芸術活動を推進するため、中心的存在として活動する文化団体協議会の支援、助成を行います。
「小樽市文化祭」などの文化芸術活動の場の充実と、団体及び個人の活動状況に関する情報発信	市民による文化芸術活動を発表する場として、また鑑賞する機会を拡充するため、「小樽市文化祭」を開催し、文化芸術活動の周知に努めます。
アーティスト・バンクによる人材情報の充実と、市民の文化芸術に接する機会の拡大	様々な文化・芸術の分野で活動をしているアーティスト（個人・団体）の活動内容を登録する「アーティスト・バンク制度」の活用を推進するとともに、その活動状況についてインターネット等を活用した情報発信に努めます。
文化芸術活動を行う人材の育成と、指導者の養成や確保	伝統文化を継承し発展させていくため、能や箏などの普及・振興に努める団体等と連携を図るとともに、文化芸術による子どもの育成事業などの実施に努めます。
文化芸術に親しむ機会の提供と、「レピオフェスティバル」などの開催を通じた市民参加の拡大	「文化芸術による子どもの育成事業」や「札幌交響楽団コンサート」など、子どもが文化芸術に親しむ機会を提供するとともに、生涯学習プラザ（レピオ）利用者が日頃の活動の発表を行う「レピオフェスティバル」を開催するなど、文化芸術活動への市民参加の拡大に努めます。

【達成目標】

指標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
「小樽市文化祭」の人口に対する参加者の割合	10%	11%
「文化芸術による子どもの育成事業」に参加する小中学校の数	16校	20校

施策項目29 文化財など文化遺産の保存と活用

【現状と課題】

人口減少・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が喫緊の課題となっていますが、指定・未指定を含む、地域に根ざした豊かな郷土の文化遺産の保存と活用に取り組むことが必要となっています。

本市においては、恵まれた自然環境と歴史・文化が相まって、有形・無形の多くの文化遺産や史跡が存在しており、市民一人ひとりが多様で特色ある歴史と多くの文化遺産に囲まれて生活していることを理解し、わが街に対する誇りと愛着の醸成を促進する必要があります。そのためには、文化遺産を保存・管理する観点からの積極的な活用を推進し、小樽独自の文化を感じられる魅力あるまちづくりを進める必要があります。

一方、人口減少や少子高齢化等の影響により、様々な無形文化財において担い手の高齢化や減少が進むとともに、後継者不足や活動の縮小が大きな課題となっています。

このような状況を踏まえ、文化遺産の保存・管理・活用を推進する方策について積極的に取り組むほか、小学校における「ふるさと教育」など伝統文化の伝承活動を通じて、伝統芸能や無形文化財などに触れる機会を創出し、新たな担い手づくりにつなげるとともに、各関係団体との連携により、市民が伝統文化等に触れ、参加する機会を拡充する必要があります。

【主な取組】

歴史文化資源の適切な保存と活用の取組に向けて、国、道やその他の関係機関との連携を図るとともに、無形文化財等の保存継承に向けた学びの機会の創出を通じて、文化財など文化遺産の保存と活用に努めます。

主な取組	具体的な内容
「小樽市歴史文化基本構想」の理念を踏まえた歴史文化資源の適切な保存と活用	郷土の文化や歴史・文化等に関する資料や貴重な文化遺産が後世に継承され、有効活用が図られるよう、歴史文化基本構想を基礎とした文化遺産の周知及び適切な保存と活用に努めます。
無形民俗文化財や無形文化財の保存継承のため児童生徒に学びの機会を創出するなど、市民参加の拡大	各学校において、市内に伝わる無形文化財（松前神楽、向井流水法、高島越後踊り）などに触れる機会を創出し、新たな担い手の育成と郷土に対する誇りと愛着の醸成を促し、市民が参加する機会を拡大します。
歴史的建造物を保全活用するための国の支援制度の活用を含めた取組の調査・研究	歴史的建造物を保全活用するための「伝統的建造物群保存制度」や「歴史まちづくり法」等による国の支援制度の活用を含めた取組について、他部局と連携しながら調査・研究を行います。
重要文化財旧日本郵船株式会社小樽支店の保存修理工事	旧日本郵船株式会社小樽支店は、前回の保存修理工事（昭和59年～62年）から30年近くが経過し、屋根や外壁等に著しい破損や劣化が見られることから、建物の修理及び耐震補強等を実施し、貴重な文化遺産の保存と活用を図るとともに、入館者の安全な環境を確保します。

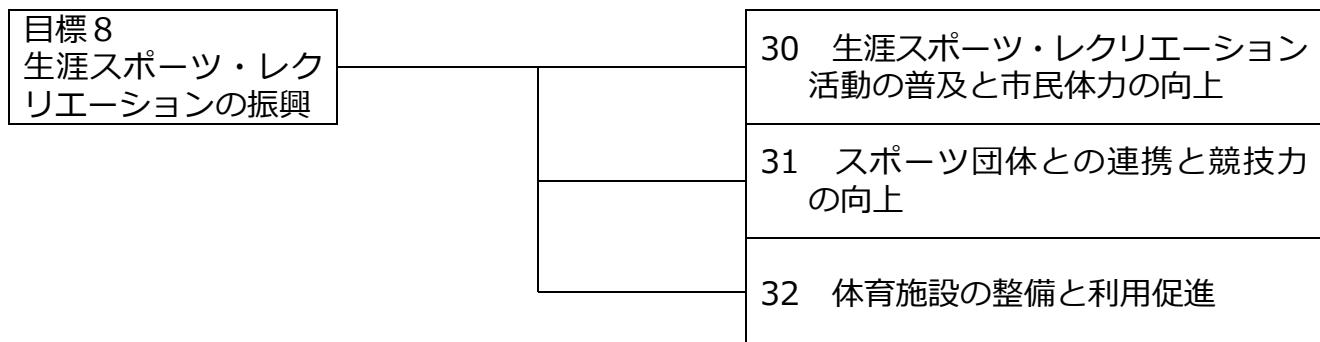
【達成目標】

指標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
指定無形文化財・指定無形民俗文化財の保持団体数	4団体	4団体
「民俗芸能伝承事業（旧ふるさと教育推進事業）」による、松前神楽、向井流水法、高島越後踊りの練習会等への延べ参加児童・生徒数	805人	1,000人

目標8 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

市民全体のスポーツへの参画を促進するとともに、体育施設の整備と利用促進に努め、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりに取り組みます。

【施策の体系】



施策項目30 生涯スポーツ・レクリエーション活動の普及と市民体力の向上**【現状と課題】**

ライフスタイルの多様化や健康志向の高まりなどにより、スポーツ・レクリエーションに対するニーズは高まっています。スポーツ・レクリエーションは、人と人との交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものです。さらに、生涯各期において心身の健康の保持増進にも重要な役割を果たし、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠です。近年は、スポーツを実施することによる効果として、健康増進、健康寿命の延伸が注目されるようになっており、スポーツ実施者と非実施者の年間医療費を比較し、医療費抑制効果があるとの調査結果もあります。

そのような中、子どもの発達段階において、積極的にスポーツ活動に親しむことが、健全な成長のために非常に重要であると言われており、また、一方で成人の半数近くはほとんどスポーツをしていないということが全国的な調査によっても明らかになっております。

少子化や人口減少が進む本市においても、市民の健康増進を図り、活力あるまちづくりを進めため、スポーツ実施率を高めることが求められています。

このため、市民全体のスポーツへの参画を促進するとともに、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでも気軽にスポーツに親しむことのできる環境づくりを進める必要があります。

【主な取組】

誰もがそれぞれの体力や年齢、性別、技術、興味、目的に応じて、スポーツに親しむことができる機会の創出に努めます。

主な取組	具体的な内容
各種スポーツ教室の開催	市民のニーズに合わせた各種スポーツ教室を開催し、一年を通じて市民がスポーツに親しむことができる機会を創出します。
学校開放事業の実施	学校施設を市民に開放し、定期的にスポーツ活動ができる場を提供します。
歩くスキー事業の実施	冬季における市民の健康・体力づくりと歩くスキーの普及を図るための各種事業を実施します。
体力テスト会の実施	日常生活の基本となる体力を確かめ、健康に自信を持って生活できるよう、市民体力テスト会を実施します。
市民歩こう運動の実施	市民の健康増進と体力づくりを目的として市民歩こう運動を実施します。
ニュースポーツの普及	勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として楽しむことができるニュースポーツを周知し、体験してもらい、多くの市民が気軽にスポーツに楽しむ機会を創出します。
スポーツイベント等への参加促進（再掲） (本掲は「施策項目13」)	子どもたちの体力・運動能力の向上を図るために、おたる運河ロードレース大会や各種スポーツ教室など、各関係機関や団体等が主催するスポーツイベントへの参加を促進します。

【達成目標】

指標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
各種スポーツ教室参加者の人口に対する割合	6.5%	7.8%
市内小中学校の開放校数	21校	25校
ニュースポーツ出前指導等の実施件数	14件	20件
成人の週1回以上のスポーツ実施率	基準年度（R1） 24.2%	65.0%

目標8 生涯スポーツ・レクリエーションの振興

施策項目31 スポーツ団体との連携と競技力の向上

【現状と課題】

スポーツ基本法では、地方公共団体とスポーツ団体等とは、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自立的にその適性及び健康状態に応じてスポーツを行うことができるよう、相互に連携を図りながら協働するよう努めるものとされています。

本市においては、人口減少や少子化等の影響により競技人口が減少している現状にあり、スポーツ団体と連携して、次代を担う子どもたちを中心に競技人口のすそ野の拡大を図るとともに、スポーツの振興と競技水準の向上を図る必要があります。

このため、スポーツ団体への支援や、スポーツ推進委員の協力を得て各種事業に取り組むなど、市民のスポーツ活動を促進する必要があります。

【主な取組】

スポーツ団体と連携した取組を進めるとともに、スポーツ団体への支援を行い、スポーツの振興と競技水準の向上を図ります。

主な取組	具体的な内容
市民スポーツ大会等の開催	スポーツ振興と競技力向上を図るため、スポーツ団体と連携して市民スポーツ大会やおたる運河ロードレース大会などを開催します。
スポーツ推進委員の人材の確保と委員の協力を得た取組の推進	スポーツ推進委員の人材を確保するとともに、委員の協力を得て各種事業に取り組み、市民のスポーツ活動を促進します。
スポーツ団体との連携した取組の推進、支援	スポーツ協会等のスポーツ団体と連携した取組を推進するとともに、スポーツ振興のため支援を行います。
各種競技大会の開催に対する支援	スポーツ振興と競技力向上を図るため、小中学生の全道大会など各種競技大会の開催に対する支援を行います。

【達成目標】

指標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
市民スポーツ大会の参加者の人口に対する割合	3.4%	4.1%
スポーツ推進委員数	16人	16人

施策項目32 体育施設の整備と利用促進

【現状と課題】

スポーツ基本法においては、国民が身近にスポーツに親しむことができ、競技水準の向上を図ることができるよう、スポーツ施設の整備、利用者の需要に応じた施設の運用の改善、施設への指導者の配置等その他の必要な施策を講じるよう努め、また、スポーツ施設の整備にあたっては、利用の実態に応じて安全の確保を図るとともに、障がい者の利便性を図るよう努めるもの、とされています。

本市において、体育施設の多くは、供用開始から年数が経過し老朽化が進んでいる現状にあります。

このため、市民のスポーツ活動や健康づくりなどの拠点施設として、安全・安心に利用できるよう、利用状況などを考慮しながら施設の整備や改修を行うとともに、適正な運営と維持管理に努め、利用促進を図る必要があります。特に、利用者が多く耐震化の必要性が喫緊の課題となっている総合体育館や、市民の関心が高い、市民プールの整備を検討する必要があります。

【主な取組】

市民のスポーツ活動や健康づくりなどの拠点施設として、安全・安心に利用できるよう、利用状況などを考慮しながら施設の整備や改修を行うとともに、適正な運営と維持管理に努め、利用促進を図ります。

主な取組	具体的な内容
体育施設の整備・改修と適正な運営・維持管理による利用促進	今後の必要性や利用状況を考慮し、計画的に施設の整備・改修を行うとともに、安全に配慮した適正な運営と維持管理に努め、利用促進を図ります。
指定管理者制度導入による体育施設の効果的かつ効率的な運営	管理運営のノウハウを有している民間業者を活用した指定管理者制度を導入することで、体育施設の効果的かつ効率的な運営を行うとともに、利用者に対して質の高いサービスの提供に努めます。
総合体育館・市民プールの整備	利用者が多く耐震化の必要性が喫緊の課題となっている総合体育館や、市民の関心が高い、市民プールの整備を検討します。
体育施設を活用した各種スポーツ教室の開催	市民のニーズに合わせた各種スポーツ教室を開催し、一年を通じて市民がスポーツに親しむことができる機会を創出するとともに、体育施設の利用促進を図ります。

【達成目標】

指 標	基準年度（H30）	目標年度（R10）
主な体育施設3施設（総合体育館、高島小学校温水プール、銭函パークゴルフ場）を利用する延べ利用者の人口に対する割合	117.0%	122.0%